

第七十一回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和四十八年四月十九日(木曜日)
午前十時二十六分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

梶木 又三君
高橋 邦雄君

補欠選任

林田悠紀夫君
赤間 文三君

四月十九日

辞任
梶木 亨弘君

補欠選任

棚辺 四郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

佐田 一郎君

大谷藤之助君

若林 正武君

阿具根 登君

藤井 恒男君

委員

植木 光教君

小笠 公昭君

川上 為治君

棚辺 四郎君

林田悠紀夫君

細川 護熙君

安田 隆明君

小野 明君

大矢 正君

林 虎雄君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

労働大臣

中曾根康弘君

加藤常太郎君

政府委員

環境庁企画調整局長

通商産業大臣官房参事官

通商産業省企業局長

通商産業省公害保安局長

通商産業省鉱山石炭局長

労働省職業安定局長

局失業対策部長

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

船後 正道君

濃野 滋君

山下 英明君

青木 慎三君

外山 弘君

桑原 敬一君

本日の会議に付した案件

○金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○消費生活用製品安全法案(内閣提出、衆議院送付)

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十八日、梶木又三君及び高橋邦雄君が委員を辞退され、その補欠として林田悠紀夫君及び赤間文三君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿具根登君 金属の二法案についてお尋ねいたしますが、まず、政策面からお尋ねいたします。

鉱業政策として現在のあり方に私は非常な疑問を持っています。第一に、地金の相場がロンドン相場でまわっている、これは日本ではどうにもならない。こういうことが決定づけられてしまった形になって、その言うとおりに振り回されている。これに対して何か対策があるのかないのか。どうにもならないのだと、この地金の相場というのはロンドンでまわる以外にははかきめるところもないし、日本の経済力からしてこれに立ち向かうことはできないんだから、日本は泣き寝入りでロンドン相場そのとおりにいくんだ、こういう考え方なのか、あるいは、これではどうにも地金の相場があまりにも著しい変動も多いし、日本として何か考えなければならぬんじゃないかという考え方があるかどうか、これをまず第一にお聞きしておきます。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のように非鉄金属の、ことにいま御指摘の銅につきましても、LME相場というところでロンドンの取引所でまわられた地金相場が実際の価格、鉱石等の場合にも影響するということ、基本的なそういう価格形成機構にあることは御指摘のとおりでございます。私どもから見ても、若干、そういうたかっこうでまわっていることに問題点が大いにあると思っております。ただ、従来からそういうたかっこうでずっとまわられておる。しかも、その伝統の中でなかなかこれをこわすといいますが、日本が主体的にこれに取組んでいくということにはまだいろいろ手を打たなければならぬ。たとえば、国際的なベッファーストックというふうな問題にも新しい光を当てなければいけないと思っております。それから、日本の国内におけるやういふ需給関係についての一つのストック論、こういふ問題もこの問題に対する影響力があ

あると思っております。

しかし、いざにいたしましても、日本単独でいろいろ考えましても、そういう国際的な動きを左右するということはなかなかむずかしいという感じが非常にしているわけでございます。したがって、これで泣き寝入りするということよりは、ぜひいせんが、これに介入していくというこ

とは非常にむずかしい問題である。私どもは、将来の課題として国内的な措置、あるいは国際的な共同措置といったものにふり加えて、漸次主体性が回復できるように、日本は、消費国としてかなり大きなウェイトを占めている国でございます。その国の意向が反映できる手はないのか、こういう考え方で今後取組んでまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のとおり、現象がございまして、また国内工業育成の面から、それが影響をかなり受けているということも事実であると思っております。やはり日本の、特に非鉄金属等につきましては、ある程度の技術力あるいは経営力というものを確保しておくということは、将来海外に伸びるためにも、非常に基礎的要件としてわれわれは培養していかなければならぬと思っております。できるだけそういう国際的影響からの波及を食い止めるような姿勢で対処していきたいと思っております。

そこで、いま考えておりますことは、非鉄金属の一部等について備蓄公団のようなものをつくって、そしてドルの外貨等を活用しながら、一定のストックを持っておりながら、それを緩衝地帯として、そして直接の波及を避けるような方法はないものか、それが国内の製品価格にも影響してくることから、その点を検討してまいりたいと思っております。

○阿具根登君 中曾根大臣のたゞいまのお考え、まことに私もけっこうだと思っております。そういう備

蓄公団、その他の問題は考えたいだかなければ、いまのような姿では日本の経済そのものが、私は、たとえロンドン相場ならロンドン相場でも右にずれ、こういうことになりたうので、これはひとつ強力にぜひ考えていただきたいと思ひます。

それから次に、地金に対しては関税がかかっておるけれども、鉱石には関税がかからない。これも調べてみると、鉱石には世界じゅうどこでも関税がかかっておらないんだから、日本もかけることができないんだと、こういうような非常に消極的な考えなんです。私が言う以上にもっとむづかしいことだとは思ひますけれども、たゞいまのロンドン相場のような点につきましても、大臣のお考えのように、いまのままじゃだめだから、少し備蓄公団でもつくって日本にストックを持っておいて、そして発言していけば力もついていくんじゃないかと、こういうお考えもありたいというに、鉱石に対して税金が、関税がかからないということはいいことであるか、悪いことであるか、これはひとつ局長にお伺ひいたします。

○政府委員(外山弘君) 阿具根先生がおっしゃっておられます鉱石に関税をかけるということの目的は、国内鉱山の産出鉱石を保護するということが目的だろうと思ひます。私どももそういう目的で現在地金に関税をかけているわけでござい

ます。しかし、確かに理屈から申しますと、鉱石にもかけたほうがそれだけ財源も豊富になるといふことは言えると思ひますが、実際の機能といたしましては、地金にかけることで実質的に国内鉱石の保護に役立つということが言えると同時に、いま鉱石に新たにかけるといふことになりまして、これは、ガットでこれを無税にすることを約束しているという経緯もございます。そんなことから見まして、なかなかそういうことを考えを新たにいたしまして、実際上の措置としてはかなりむづかしい問題を含んでいるということになって

いるのが現状でございます。現在、国内鉱石は○阿具根君 そうしますと、現在、国内鉱石は

日本の需要の一八%ですか、一八%産出しておる。輸入鉱石は八二%輸入しておるわけなんです。ね。そうすると、たとえば石炭で見ますと、ちょうどこれに匹敵するよりも石炭のほうがもっと分は悪いようですけれども、しかし、これは重油関税を取って、その関税が特別会計に入つて、そうして石炭の、国内産業を守つておるといふ形になつておるわけなんです。しかし、これは完全な監視体制の中にあるわけなんです。ね。そうすると、逆に、石炭のように八二%に関税をかけて、これを特別会計にして国内鉱山を守つていくというふうになつていくのが私は筋だと思ひます。ところが、これは世界的な風潮で、日本だけかけるわけにはまいらぬ、こういうことをおっしゃるならば、その関税のかかつておらない三十八万五千円、トン当たり。これまでのこの関税のかかつておらないものに対する監視、監督は、一体どういう情勢になつておりますか。

○政府委員(外山弘君) 地金の関税は、御指摘のように三十八万五千円を境として、関税が二万四千円かかる、かからないの境になつておるわけでございます。関税だけでいまの地金の輸入問題を扱つておりますから、関税以外に、その輸入の上でこれを監督するといふふうなことは特にやらないわけでございます。輸入は全く自由なわけでございます。

○阿具根君 そこで大臣にお尋ねいたしますが、ただいま局長から言われましたように、現在は四十数万円しておられますから、関税の問題は、これはかかつておられます。しかし、今日まで相当な関税がかかつておるはずなんです。それが免除されておるはずなんです。そういたしますと、鉱石を免税で国内に入れてきた場合と、国内で鉱石を産出した場合の価格の比率はどのくらいになつておるか、教えてください。これは品位もいろいろありまして、教えてください。わかれは国内価格、国内で産出した価格、そうすると、国外から輸入した鉱石の価格とどれだけの差があるか。

○政府委員(外山弘君) 三十八万五千円を限度といたしまして関税をかける、かけないというふうなことにしているわけでございます。それは国内鉱山の産出コストというものを頭に置いてきめておる値段でございます。その点、三十八万五千円がそれでは国内鉱山の産出コストであるかといふことになつておると思ひますが、その点は若干違ひうございまして、山によつてもいろいろコストの差はあると思ひます。しかし平均しまして、若干、三十八万五千円よりも高いところにコストの内容があるというふうに私は聞いております。したがうございまして、その三十八万五千円をいじるかという問題が毎年議論になるわけでございますが、これは基礎的な物資でございまして、石炭と違ひうございまして、年々需要も伸びていく性質の地金でございまして、そういう点もございまして、広範なユーザーとの理解を得なければ、なかなか関税もいじれないという問題がござい

ます。一方、その関税が、やはり国内の鉱山保護のためにとられておるきわめて重要な保護政策の一つでございます。したがうございまして、両方をおかみ合わせながら私どもとしては毎年議論をしていておるところでございますが、御指摘のように、国内鉱山との比較でいけば、ほぼそれに近いところに国内鉱山の生産コストはあるけれども、若干、私どもの目から見ても、国内鉱山のコストのほうが高いところにあるのじゃないか、こういうふうにお感じしております。

○阿具根君 確かにございまして、これはユーザーとの関係もございまして、鉱山の企業から見れば三十八万五千円を上げてくれと、これは確かに言つておると思ひます。しかし、ユーザーから見れば、これは上げられたらたまたまぬと、これは上げることにはまかりならぬと、これは私はわかるんです。で、何にも規制もないのであるから、行政指導によつて、国内産の鉱石を輸入した鉱石に見合う金で引き取りなさいということ行政指導をやつておられると思ひますが、さうですか。

○政府委員(外山弘君) 地金の関税分だけ、国内製錬はそれだけ有利な条件になるわけでございます。したがうございまして、いま御指摘のように、その分だけ国内鉱山の鉱石を少しも高く買つたうに、そういう行政指導はしているところでございます。

○阿具根君 そうすると、裏返せば、国内鉱石はなるべく使われないほうが製錬企業というのほうからすると、こういうわけですね。国内鉱石を使おうとすれば、ユーザーとの関係もあつて、さうして地金の関税に見合う分は高く買つてやりなさいと、こうなつておるわけですね。そうすると、今度は国内鉱山が減れば減るほどそれは有利になつてくる、製錬企業にとっては、そういうことになり

ます。○政府委員(外山弘君) 単なる価格の比較だけで申し上げますと、御指摘のとおりだと思ひます。ただ、それだけでは国内鉱山に対する政策が十分とは言えないわけでございます。国内鉱山のコストが少しでも安くなるようにということでは探鉱の助成費等をできるだけ強化いたしまして、さうして、さういった中心の柱をもとにしてできるだけ助成をして同時に、関税操作両方で国内鉱山に対する手当をしていくわけでございます。ただ、それでも御指摘のような問題点はあると思ひます。

で、この辺はもう一つ、合理的な要素だけではないと申します。国内鉱山というものがなぜ大事であるかといふことの認識をわれわれも持つてゐるつもりでございますが、国内の製錬業者にしまして、山を持つてゐる企業にしましては強く持つてゐるところございまして、国内鉱山は、何と申しましても一定の安定した源でございまして、同時に、これがまた海外に開発する場合の一つの地盤にもなるわけでございます。地域社会にも影響の大きい存在になつておるわけでございます。さういふ点を総合的に考えますと、単なる価格の一時的な——一時的でない場合も、かなり続く場合もございまして、ただ値段の差だけで国内

製錬はそれだけ有利な条件になるわけでございます。したがうございまして、いま御指摘のように、その分だけ国内鉱山の鉱石を少しも高く買つたうに、そういう行政指導はしているところでございます。

○阿具根君 そうすると、裏返せば、国内鉱石はなるべく使われないほうが製錬企業というのほうからすると、こういうわけですね。国内鉱石を使おうとすれば、ユーザーとの関係もあつて、さうして地金の関税に見合う分は高く買つてやりなさいと、こうなつておるわけですね。そうすると、今度は国内鉱山が減れば減るほどそれは有利になつてくる、製錬企業にとっては、そういうことになり

内鉱山を見限る、製錬所を見限るということとはしないわけでございます。また、海外鉱石の開発につきましても、そう一切国内の問題を抜きにしたような開発ができていくわけではございません。そういう意味におきまして、御指摘のような単なる合理的なベースだけで国内の製錬所が国内鉱石を返けるというふうなことは、私は何ら聞いていないわけでございますし、また、そういうことがないような指導はしてまいりたいと思っております。

○阿具根登君 一応、考え方としてはそういうふうな、それは業者も言われると思うのです。しかし、日本の企業や商社が、今日問題になっているように、国民のその日の生活まで犠牲にして自分の利潤に走るような日本の経済の仕組みなんです。商社や企業家なんです。それがそういうような人間的な、社会的な考えでやっていると認めますか。私はそれは一つの精神訓話であって、そういう考えがほんとうに浸透しておるならば、なぜそれなら今日、鉱山がこんなにつぶれてしましたか。なぜこんなにつぶしましたか。特に、一番大きい日本鉱業なんか全部分離してしまうのです、全部鉱山を。なぜ分離しますか。そういう考え方を持っているならば、たとえば、中小鉱山でやれないようなやつは自分のところにかえていきましよう、日本の経済のこれは基本になるものだ、だから、中小企業でやっておてはともやっておけないだろう、自分のところにかえてあげましようというくらの考え方が出てこないければならぬのを、日本鉱業が全部ぶった切つてしまつたじゃありませんか、いま交渉中でございますけれども、そういう人たちにそういう期待が持てますか。それを持たなければならぬような何か法的な規制がありますか。何にも規制がなく、ただそういうことだけなんです。

これは石炭業者にしても何の業者にしても、石炭をつぶします、つぶしますと言ふのはだれもおきません。何とかやつていきたい、やつていきたいと言ふながらどんどんつぶしていくのは、

利潤が伴わないからです。利潤の伴わない企業というものは日本では考えられないのです。だから私は、結局、これは日本の国内鉱山をつぶしていく政策にはならない、こう思うのですが、それは、日本鉱業なんかわざわざ分離していくのは何のためなんですか。

○政府委員(外山弘君) 日本鉱業の場合、これは一般管理費の減少というふうなことをねらいといひまして、そして、鉱山分離のほうは独自にその山の経営に当たれるという判断も企業で行ないまして、そしてその分離という問題を組合と相談をしていくというふうなことは聞いております。もともと分離の問題は、企業自体が自主的に経営体制の問題として、あるいは責任体制の問題としてきめるべき性質のものでございますが、私もといたしましては、非鉄金属工業は他の産業と違って、労働者の問題、地域社会の問題、こういった点に不安を起さざるやうな企業経営でなくてはならないという立場からいろいろの指導はしておりますけれども、やはり、分離自身は企業独自できめるべき性質のものであるというたてまえから、いろいろな指導はいたしますけれども、彼らの独自の判断というものがやはり基本において大事であらうと思つて、そういう意味で、日本鉱業も踏み切つていま相談をしていくところであるわけでございます。

ただ、その分離ということがすべて御指摘のやうなところと結びつくかどうかというところは必ずしも言えないと思つて、ただ、従来からの経緯を見ますと、確かに分離を待つまでもなく山の閉山ということが逐次進んできている、鉱量の枯渇ということが主たる要因であったケースが多いと思つて、しかし、ともかく漸次後退していることは御指摘のとおりでございます。で、実際問題として、今後の需要量の増大に対する期待ということになりますと、やはり海外開発のほうに量的なウェイトがいくという傾向自体、これがここ数年の傾向であることも御指摘のとおりでございます。しかし、先ほども申し上げましたやう

に、何と申しましても、一定量の国内鉱山の積極的な活用ということは私もとしても鉱業政策の基本に考えまして、今後も、やはりいまままでやつておりました探鉱の助成策、あるいは関税政策というものを強化すると同時に、さらにそういった過程の中で少しでも低品位から高品位の鉱山にリブレスするといふふうなことで、合理的な範囲を越えないやうに、しかも堂々と国内鉱山が残れるやうに、私もとしては助成の強化を今後とも大いにやつてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○阿具根登君 助成されるのもけつこうですが、まあ、いろいろやつてもボーリングぐらいのものでだと思つておるわけなんです。でなければ、それではなぜ分離するかとはいへば、極端なことばで言へば、親、子、おじいさん、おばあさん一緒に暮しておれば、これは経費がかつてしょうがない、おじいさん、おばあさんは別に自主的に暮らしてください、そうして、暮らせないやうになつたら国にめんどろを見てもらいなさい、養老院に行きなさい、こういうやうな考えも私はこの中に入つておると思うのです。でなければ、外国から来た鉱石を使えばこれは安くてできるのだ、関税がかつておらない。そうすると、自分の同じ会社であつても、それに対する差額はこれで持たなければならぬ、中小鉱から買う場合は、この差額によつてこれを買ひ上げなさいというやうな皆さんの行政指導があるわけなんです。そうすると、なるべくそれはなくなつたほうがいいのです。なるべくそれがなくなれば、国内鉱山のやつを高いコストで買ひ必要はない、関税がかつておらないから。だから私は、だんだんこれは減つていくのだ、ということ、そういうふうな局長はおっしゃるけれども、企業としてはなるべく国内鉱山から買ひないうにしたい、そうしてなるべく外国にその鉱石を求めていく。これは関税がかつてきません。そうすると、企業としても非常に行きやすい、こういうことになつてくる、私はこう思ふわけなんです。

もしもそうじゃなかったならば、通産省としてはたとえば石炭、まあ私たちも不満ではございませんけれども、石炭は二千万トン以上使う、二千万トン下つてはなりませんよというところが一応の目安としてきまつておる。それに対する政策が立てられておるわけなんです。それで鉱石に対しては、いまの一八%なら一八%が最後であるのか、あるいは三〇%なら三〇%が目標であるのか、そういうやうななければならぬはずなんです。そういう基本的な姿勢があるのかどうか。どのくらい鉱石は国内鉱石を守らうとしておられるのか。石炭は二千万トン以上ということになっております。ならば、鉱石だって、いまの一八%は最低です、だから三〇%なら三〇%は国内鉱石をどうしても使わなければならぬ、そのための探鉱にも相当な力を入れます、有力な鉱床を見つけますと、こういう一つのスケジュールがあるならば、予算が組んであるならば、それをお知らせ願ひたい。

○政府委員(外山弘君) 石炭と同じやうな数字的な、しかも、年度別の目標が私どもとしてはつきりときめられていくわけではございません。ただ、まさにいま御指摘のやうな問題を頭に置きまして、昨年半ばごろ、鉱業審議会の中に鉱業政策懇談会という組織を設けまして、実はそういう点についての議論をいろいろしたわけでございます。で、考え方として、一定量の国内鉱山の積極的な活用をはかつていくやうなことを、そしてその内容として、高品位鉱山へ低品位鉱山からリブレスしていくやう、そのための探鉱助成を大いに強化しよう、こういう線が一つ基本的に出ていくわけでありまして、しかしながら、今後需要がどんどんふえてくるのに対応して、国内鉱石がどんどん発見されていくといふやうなことはなかなかまいらないかと思つて、

しかし、現在、鉛、亜鉛につきましては三三、四%、銅につきましては、御指摘のやうに、一八%程度の国内依存になっておりまして、確かに需要量の増大の中で、その国内依存度はパーセンテージとしてはどんどん減つてまいりました。しか

し、私どもとしましては、その一定量の意味を、現状程度のパーセンテージは何か維持する方向でいろいろな諸施策を考えてまいりたい。その辺を一つのめどにして今後の施策をいろいろ強化してまいりたい、こう考えているわけでございます。したがって、そのパーセント自体をふやすというよりはむしろ減らすかと思ひますが、しかし、量的にはリブレスしながらも少しづつふやしておるといふふうなところで、一定量の活用ははかっているか、こう考えている次第でございます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のように、鉱石の値段について内外の落差が著しい場合には、企業は採算ベースでやりますから、どうしても海外のほうからの購入に重点が入って、国内鉱石というものは次第次第に衰退していくという傾向にある、そういう傾向が確かに御指摘のように出てきて、そういう前途に対する展望等からも、いまのように、じいさん、ばあさんは養老院に預けるといふ現象は、正直に言つてあるんじゃないかと私も思われます。

そこで、これはある意味においては、経済合理性や世界の趨勢からやむを得ないこととは思ひますけれども、やはり重要な非鉄金属については、それを企業の採算ベースにのみまかせて放置していかないと、これはまた問題点があるように思ひます。したがって、いま局長が御答弁申し上げましたように、ぎりぎりの程度の、限界点にはやはり国産を保護して確保していかなければならないというめどが、重要な非鉄金属についてはあるべきであるとも考えます。そういう考えに立ちまして、これからもう一回よく洗つてみまして、そして適切な対策をとるようにはしていきたいと思います。その場合に、鉱石に税金を、関税をかけるというものは、ガットその他の関係でむづかしいと思いますが、それ以外の国内施策において充実することによって、ある一定限の限度は守つていくと、そういう考え方に立つてやつていきたいと思ひます。

○阿具根登君 さつき日鉱の問題出しましたけれども、日鉱で分離する場合に、論争されておるのを書類で見てみますと、分離がいやだったら閉山しますとなつておるんです、やりとりの中にですね。だから、組合としては閉山よりも分離のほうがいいじゃないかと、分離を断つたならば閉山される、だから、閉山よりも分離で泣かざるを得ぬと、こういう論争がされておるのです。ということ、いままで局長が言われた考え方と全く違ひのです。私の考えは、寄らば大樹の陰で、やっぱり大きい日本鉱業なら日本鉱業におつて初めてこれは生きていけるのだ、それをおまえたは出て行つて独立しない、自主的にやらない、それがいやならあなた方はつぶれますよ、こういうようなところで追い込んで追ひ込んで、どうにもならぬところまで追ひ込んで追ひ込んで、どうにもならぬと、何となくこの法律にはないわけですが、そういう世界的な風潮で、関税もかけられない、ロンドン相場も変えられない、こういう中にあって、そうして企業者だけにその幅が自由に利用できるようになっていける、その金をどうするということではできないでしょう。どれくらい金額があるんですか。いままで十年なら十年の間で、この差額の税金を、地金の関税に変えたら何百億になりますか、わかつておつたら教えてください。

○政府委員(外山弘君) 関税は、ご承知のようにスライド関税でございます、値段が動くとか関税がかかったりかからなかったりしているわけでございます。いまどれくらい関税収入が十年間にあったかという点は、手元に資料がございませんで申し上げられないのでございしますが、かつて、かからなかった時期が長かったと思ひます。最近三、四年でございしますが、かなりこれはLME相場が低迷した関係から、かかったという経緯がございします。少し正確な計算をしませんと、ちょっと金額の推定もできませんので、できまじたらあとで調べてお話ししたいと思います。

○阿具根登君 私計算したのを持っておりますけれども、算術計算ですから、ここで申し上げた

ら、おそらく数字が違つてきておると思ひます。しかし、相当の金額になります。ならなかった場合は、一番いいときは六十何万円、七十何万円近いんですよ。そういういいときは、それは何もそんなことをしてやる必要はないんです。うんともうかるんですよ。そうして損をするときは関税がからかないと、こうなつてきておるわけなんです。そういう余裕のある、余裕のあるという語弊がありますけれども、企業に都合のいいようになつておるのに、歯どめは何もないわけなんです。何も法的にこれはどうするということは何もないわけなんです。だから、企業が少しぐあいが悪くなつてくると、鉱山は、おまえたは分離しない、それで、できるだけ外国の鉱石を入れてきて、そうして安い鉱石で製錬をしていくと、こういうことになつていくと私は思ふのです。

それでこの前、参考人にも質問いたしました。一つ、例をあげてお聞きしますが、たとえば、足尾銅山が最近鉱山を閉山したわけですが、閉山したけれども、製錬所は残つておるわけなんです。だから、足尾の町の人、まだ製錬所が細々と残つておるから、足尾町を何とか過疎から食い止めたといふ一生懸命になつておることは事実なんです。さらにあそこは、栃木県の古河は製銅所も持つております。だから、その関係でもうしばらくは寿命が延びるかもしれませんけれども、私は、あの製錬所もやがては臨海のほうの便利のいいところに持つていくと思ふんです、あそこまで外国の鉱石を持つて行くのは容易ならぬから、私はそう思ふのです。だから、企業というものは、やはり都合のいいように都合のいいように、より利潤を生むようにというふうにして持つていくのが、企業の私は姿だと思ふのです。企業としてはそれがあたりまえだと思ふんです。

しかし、その陰の、たとえば閉山になつた労働者の世話なんか一体だれがするのか。過疎地域になつたのは一体だれがめんどうを見るのかというものは、これはないわけです。石炭には、これは不満もある。われわれもいつも通産大臣にも責めた

質問をしておりますけれども、しかし、少なくともその残された労働者に対しては退職金が遅配しないようにとか、あるいは就職を何とかしたいとかいふ努力をされておることは認めておるわけなんです。しかし、鉱山の場合には何も救済道がないわけなんです。ただ企業と組合におまかせなんです。だから、何も歯どめがなくて、そうして国から金は出しておらない。企業から金は大蔵省に吸ひ取つておらないけれども、その間の関税のうまみというものは、企業自体がかってにやつていけるのであつて、何も法的な規制も何もないから、私はここに疑問を持つというところを最初から言つておるわけなんです。だから結局、泣かされておるのはこの閉山になつたところの地方と、それから労働者だけである。企業はそれで何も損はない、こういう結果になつてきておると思ふのですが、これはいかがですが、私の考えは間違つていないでしょうか。

○政府委員(外山弘君) 石炭ほどではございませんが、非鉄金属の鉱業につきましても、先ほども申しましたように、地域社会に対する非常に深い関係を持つております。また、そこに働く従業員の問題も、その地域としては非常に大きな問題になつておるということも事実でございます。石炭と同様の制度的なものはございせんけれども、しかし、実質的には私どもとしましては、そのつどその二つの問題をとりあへて会社側なり、あるいはその会社の属する都道府県知事なりに十分いろいろな要請をいたしました。また同時に、どういふふうな進み方で労働者の問題が取り運ばれていくか、あるいは地域社会の過疎化に対してどういふふうな応援がわれわれも可能か、地域社会でもどう考えているかといった点を常に注視しながら、適切な指導はしているつもりでございます。石炭ほどの手厚さがないことは御指摘のとおりと思ひます。しかし、私どもとしてはできるだけそういった地域社会の問題、労働者の問題については、関係機関にもよく働きかけまして努力をしてまいつておるつもりでございますし、今後もや

てまいりつものであります。

○阿具根登君 私、石炭が万全だと言っておるわけじゃないんですけれども、石炭にはそれだけ国がめんどろを見ておるかわりに、これは完全な監視体制にあるわけなんです。完全にこれは国家管理と同じみたくに経理面等その他全部皆さんのところに報告しなきゃならぬようになっておるし、全然企業の甘みなんかというのはいまの石炭には許されておらないわけなんです。ところが、同じような立場にあるほうは、そういうふうにおっしゃるけれども、何の規制も何にもないんです。そして、置かれておる立場の労働者やその地方の住民は石炭と同じ立場なんです。そこに私は疑問を持っておるというわけなんです。石炭のほうには厳重な監視が届いております。一切の経理関係は皆さんがごらんになっておるはずなんです。ところが、金属鉱山に対してはそういうことは一切できないようになっておる。自由主義経済だからしようにないじゃないかとおっしゃるなればしかたがありまけん、自由主義経済だからこれは当然だとおっしゃるならば、しかし、これでは私は、今後、この前参考人も言われましたように、優秀な技術を持っておる日本の鉱山の技術者が次々に排除されていってしまつて、そうして、日本の鉱山というものはますます衰微していく。そういう姿になってくると私は非常に懸念いたしておりますので、これを最後に大臣に申し上げて、次に、法案に対して質問をいたしていきます。

この法案は二つから成っておりますが、私は、当然これは一本の法律案でなければならぬと思う。同じ性格のものをなぜ二つにして出されたか、その点から質問をいたしていきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 二つの法案をお願いしてありますが、一つは助成、一つは規制、そういう形になっております。事業団のほうは主として助成面、もう一つのほうは規制面、そういうことと違ふということ、まあ法の内容の性格がちよつと違ふということ、それから事業団の法案は、いわゆる予算関係法案になっておまして、法案

の提出期日ということが与党内部や内閣の内部におきましてありまして、それで急いで出すという関係がありまして、これはわれわれのほうの内部関係でございまして、けれども、そういう両面から二つにさしていただいたということとござい

○阿具根登君 おそらく大臣のほうが穏当なんだと思うのですけれども、事業団をつくつて、そうして事業団に金を出資されて、それを鉱害に回す。こういうような性格であるならば、何も二本に分ける必要は私はない、こう思うんですが、まずそれよりも、六千からあつた鉱山が大部分が閉山になってきたということで、調査にも相当時間がかかると思うんですが、今日まで休閉山になった山の事後処理、それから今日の状態、これを一切把握されておりますか。どこまで調査は進んでおりますか。

○政府委員(青木慎三君) 現在、全国の鉱山数は七千三百三十九、約七千余りでございまして、そのうち稼行しております鉱山が二千二百二鉱山、それから休閉止になっております鉱山が五千三百七十七という数字になっております。この休閉止鉱山のうち約四割の二千が休止鉱山でございまして、残りの約三千がもう鉱業権がなくなつております休止鉱山ということになっております。

で、この状況でございまして、稼行している鉱山は、鉱山保安法上の監督を十分いたしておりますので、十分実態は把握しております。そのほか休閉止鉱山のうち六百三十八、約六百余りでございまして、この鉱山につきましましては非常に問題がございまして、定期的に巡回して鉱山保安法上の監督をやっております。残りの鉱山が、いわゆるごくわからない状態にあるわけでございまして、こういう中で重金屬を出しております危険性が非常に多い千五十の鉱山につきましましては、昭和四十六年から調査を始めまして、現在調査中でございまして、で、その調査は今年度中に完了する予定でございまして、これが終わりますと、その千五十の非常に問題の多い鉱山については一応の

調査が完了するわけでございまして。

約三千三百四十程度の山が残るわけでござい

○阿具根登君 私、先般、秋田へ参りまして、同和鉱業を見たことがございまして。その途中で、おそれく明治後期から大正の初期に閉山になっただろ

○政府委員(青木慎三君) この五千の鉱山のうち鉱業権がすでに消滅しております休止鉱山約三千は、おそれく、ほとんど無資力であろうと思

○阿具根登君 そういうふうに無資力の鉱山に対しては、国と自治体が八〇%、二〇%ですか、というふうになっておまして、大体鉱害を三段階

に分けてあるわけですね。その場合に、地方自治体がこれを持っていけるかどうか。地方自治体からいへば、国の政策によって何十年も前に掘つたやつじゃないかと、このぐらゐは国が全部持つてくれないじゃないかという考えがあると思うんです。これに対してはどうなんですか。もう何十年も前に掘つて、それも無資力どころか全然問題にするような係果もないというふうなやつに対して、やはりいまのままで地方自治体は完全に鉱害を防止することはできると、こういうふう

○政府委員(青木慎三君) 無資力のものに対しま

ただ、御承知のとおり、今年度から、昨年に比べまして三倍の事業規模にいたしますし、現在の計画が、五カ年でこのこういう問題鉱山を処理することになっておりますが、漸次事業量もふえてまいりと思

○阿具根登君 それから、資力のある鉱山でも、参考人の皆さんが言っておられましたように、何十年あるいは何百年と鉱山というのは長い間掘つておるんだというわけですね。何百年も掘つてき

た鉱山の鉱害の蓄積を、まあ低利で金は貸しても
らうけれども、とてもそれで何百年も前からさかの
ぼって鉱害をやれと言われても、これは無理で
すよと、これはひどいじゃありませんか、こうい
う参考人の意見だったと私は解釈いたしております。

これは業者もそうでしょう。業者はもちろんでしよう。組合関係の方が二人見えておりましたけれども、お二人の方とも、何百年と続いた鉱害のしわざを、それをたとえ低利で金を貸してもらつても、とてもじゃないがやつていけませんよ、もつと国があたたかい目で見てくれませんか、もちろん今後の鉱害については、当然これは責任持たにゃならぬですね。最近の問題については当然責任持たにゃならぬですけれども、もう何百年も前のやつを——何十年も前のやつじゃないかと。極端に言えば、国の政策によつて掘れ掘れと、戦時中はどう何でもいい、掘らなきや非国民だといつて掘らせて、そして鉱害の原因をつくつてきたその山を、いまになって全部見なさい、金はそのかわり貸してあげましょと、それじゃちょっとやつていけませんよという空気が非常に強かつたと思うのです。それに対してはいかがですか。

○政府委員(青木慎三君) 確かに、ただいま先生から御指摘のような意見が労働組合にもございます。方し、関係業界の中にもございます。ただ、一方、こういう鉱害につきましましては、鉱害の原因となつた事業者に負うべきだという非常に強い意見もございます。その二つを踏まえまして、私どもとしましては、長年の蓄積鉱害でございますので、鉱業権者に処理はしてもらいますが、その処理がしやすいように、一応、通常の公害防止資金の貸し付けに比しまして、非常に有利な条件で資金を供給することにいたします。

それからまた、事業団の融資には融資限度がございますが、その一般市中借り入れの分につきましても保証するというような制度をとりまして、事業者によってもらうということに一応しておるわけでございます。これは、一つには、鉱業法の

百九条の賠償責任の義務がございまして、この鉱業法の無過失賠償責任と申しますのは、やはり前のやった人の分につきましてはその鉱業権者が責任を連帯して負うというような、非常にきびしい制度になっております。この辺との均衡も考えまして、資力がある限り事業者をやっていたら、資力のない者につきましては国及び公共団体が始末をいたしましょう、鉱業権者にやってもらう分につきましては、先ほど申し上げましたような、非常に有利な資金を融通いたしましょうという制度に一応落ちついたわけでございます。

○大矢正君 関連。
青木局長、いまの御答弁で問題になるのは、一つは、無資力鉱害あるいは鉱業権者それ自身が存在してないというような、言うてみれば古い鉱山ですね、そこから発生をする鉱害、こういうものについて、先ほど来言われておるように、国の助成に基づき地方自治体が——これの防止のための工事を実施する主体が、地方自治体ということはおわかりますがね。そこで、現存する鉱山の排出物ですね、そういうものが地域の住民に非常に大きな影響を与えるようなものがあり、しかもそれは先ほど阿具根委員もお話しなさっておりましたように、少々、資力をもってしてはとも防止することが困難だというような鉱山もあるのではないかと。

といひますと、これはまあ趣旨としては、金属鉱山の責任において現存するものはやるべきであるという考え方はそれなりでわかります。そのためにいま金を貸そうとかいうことはわかりませんが、借りる金ですから、これは当然払わなければなりませんし、排出されるその有害物質というものがあるにも規模が大きいような場合に、やはりいま言ったような、単にある限界を設けての融資という限度にとどまるのかどうか。しかも、それが量的に膨大なものにのぼるということになれば、それに伴う融資の金額も非常にふえると思いますね。とすると、企業自体の存続の問題もありますし、その一つの鉱山にだけ——わざわざこ

れはまあ資料を拝見いたしますと、財投を含めて二十億程度の金額しかございませんね。といたしますと、膨大な有毒、有毒な物質を排出する大きな鉱山があった場合には、そこだけにこの金がいけばほかになくなるというおそれもなしとしないわけですね。そういう問題が一つ発生してくるのではないかという問題を、私、指摘したいと思うのです。

それから「金屬鉱物等」という、その「等」というのは何をさして言っているのか。先ほどもこれは阿具根委員おっしゃってあったが、たとえば石灰の山があつて、それで石灰をクラッシュをかけて粉碎する、ものすごい粉じんが出る、こういうものだって鉱害といへば鉱害ですね。しかし、重金屬ではないわけですね、これは。——という問題だってあるわけですね。ですから、ここに鉱害——鉱物以外に「等」ということばを入れたというものは、この表現をされております重金屬に限らないというふうな解釈のもとにそれを挿入されたということなのかどうか。その点が問題点の第二です。

それからもう一つ、これは別に皮肉で申し上げるわけじゃないが、鉱害事業は地方自治体が行う。なるほど、補助金あるいは融資の業務というのは新たに追加される。しかし、補助金の業務は、これは四十六年からやっているわけですから継続ですわね、金額的にふえる、ふえないという問題は残るといいたしても。いいたしますと、新たに加わるという問題というものは、それほど私も考えてみて、事業団それ自身が行なう業務というものは多くなつたとは思われない。たとえば、無資力あるいは鉱業権者不在の場合における鉱山の実質的な鉱毒排除のための事業を事業団が行ふというなら話は別だけれども、そうではないわけで、あくまでも地方自治体にまかせる、金だけは出してやりましよう、こういうことですからね。それから資金の貸し付けも、これまで同様に事業団がそれは直接貸し付ける直接貸しもありましようが、私は察するところ、その企業のと

えは資産内容なり力なりというものを見分けるために、やはり銀行、金融機関等に委託をするというこのほうが、より結局調査についての取り組みもできるというようなことから考えれば、これまたさほど事業量が大きくなったとも思われな

にもかかわらず、ここが問題なんだが、理事を二人ふやすということなんだが、これはどうも理事を二人ふやすことに目的があつて、まあ言うてみれば、実態面においてはあまりそれほど大きな政策効果をあげれるというような内容のものではないんじゃないか。別に皮肉を言っているわけじゃありませんが、という感じがするんですが、これはいかがでしょうか。私の思い過ごしでしょうか。

○國務大臣（中曾根康弘君） 最初の御質問は私がお答えいたしましたので、あとは局長に答弁させます。

確かに徳川時代から累積してきている公害の原因であるとか、あるいは戦時中、國家の至上目的というところで乱掘させられた結果であるとか、そういうことで現に鉱業権を持ち、経営している者の直接の責めに帰すべからざると思われるようなものもかなりあると私は思います。そういう部分面について、現在経営している者に責任をしようせんとすることは検討を要するところがあると思います。しかし、そこでもいま経営しているということがありますから、どこまでが現在の経営者が責任を持ち、どこまでが過去の責任のないもの、あるいは薄いものとして區別するかという分限を見きわめることは非常にむずかしいかもしれません。だが、その辺はやはり調査を嚴格にやってみて、そういう戦時中の至上目的によってやったものとか、過去から長い間累積して、いまの経営者にその責任があるとは思えないというようなものについて、これはやはり別途の扱いをする必要があるように思います。その点についてはたとえば利子を無利子にするとか、あるいは補助率をもっとアップするとか、場合によっては国と公共団体で

その部分は、資金面やその他は引き受けてやらなければならぬとか、そういう事態に応じた対策を新たななる対策としてひとつ研究してみたいと思います。

○政府委員(青木慎三君) 第二番目の問題でございしますが、「金属鉱物等」の「等」は何かという御質問でございしますが、これは金属鉱物に加えまして、現在のところ硫黄と螢石を考えております。先生御指摘のケースは、石灰石鉱山でいろいろ鉱害を出しているということでございますが、これは現に操業している場合の鉱害でございしますので、一般に保安法で直接取り締まっている場合でございします。これに対する鉱害防除施設につきましては、いろいろ現行の制度がございまして、その横並びで処理してまいりたいというふうに考えております。ここで特に厚い融資制度を考えましたのは、過去の掘りました分につきましての蓄積鉱害でございまして、石灰石等につきましては、あまり蓄積鉱害ということがないというふうに思われますので、金属鉱物以外ではPHの水を出します硫黄とか弗素を出します螢石というような鉱石を追加してこれに対する蓄積鉱害の手当てをいたしたいと、こういうふうに考えております。

それから最後の、事業団の事業と理事の關係でございしますが、若干補足して御説明いたします。と、國が三分の二の補助金を出しまして地方が三分の一を負担してやります鉾害防止工事でございますが、これは府県のほうからいろいろ御注文もございまして、土木工事そのものは府県にも非常な鉾山の状態あるいは堆積物から出てまいります鉾害をどうやって防止工事をしたいかというあたり専門的、技術的知識につきましては府県必きずしも詳しくないし、一部では、これを事業団で直轄事業にしてくれないかという意見もございました。ただ、私どものほうといたしましては、地方住民と地域社会と非常に關係のある問題でございいますので、事業そのものは府県がやっていただ

くのがいいのではないかという結論に到達したわけでございます。ただ、その鉱山の状態あるいは鉱山の堆積物、あるいは坑口から出ます有害物質に対してどういう工事をすべきで、あるかという専門的、技術的知識につきましては、確かに府県の要望があれば十分援助しなければならぬというふうに考えまして、このたびの事業団の改組の中には、そういう仕事を事業団がやるということも入っておりますので、このためには非常に技術に詳しいスタッフをそろえまして、府県の御要望があれば調査をし、あるいはそういう事業の指導をするという部門をつくらなければなりませんので、このために技術関係の理事一名を予定しているわけでございます。

それから、融資につきましても相当膨大な量になりまして、結局、いまのところ私どもの概算で申しますと、中小企業あるいは大企業合わせまして約二百六十億くらいの事業量がございます。これだけの貸し付けをやりますためには、たとえ調査につきましても補助的に金融機関にお助け願うにいたしましても、基本的な面でも相当大きな責任を負うこともありまうので、そういう関係の理事一名ということを予定しておりますので、私どもとしましては、理事のために事業団を拡充したのではありません、やはり仕事がありまして、その仕事に必要な理事を確保したというふうを考えております。

○阿具根登君 この鉱害につきまして、大手は十五年間で五%の利子で七〇%を貸し付ける、中小には十五年で三・五%で八〇%を貸し付ける、こういうことになっておるのですが、先ほども申し上げましたように、ほとんどの事業は分離を考えている。いまいわれているのは同和ぐらいが分離しないんじゃないかといわれる。確かに同和がそうでしょう、秋田県の、御承知のように黒鉱があれだけ出ているんだから、あんなにいい鉱山はなないのだから、分離なんて考えないでしょうけれども、この分離された鉱山というのはほとんど中小鉱山になると思うのですが、これはいかがです

か。

○政府委員(青木慎三君) その鉱山の規模にもよりますが、大半のものは中小企業に属するようになると思います。

○阿貝根登君　そうすると、少しみみっちいようですけれども、大企業は金を借りるにしても三・五％の低利で八〇％を借りられる。そうすれば、分離してこれを中小企業にしていけば一番金も借りやすいし、安い金利でやっていける、こういうふうになるわけですね。先ほど政策面でも申し上げましたように、今度はこの鈺害対策でもなるべく分離したならば安い金を借りるぞと、そしてたたくさん借りられるぞということで非常に分離に便利のいいようにできている。分離されたあとはほとんど中小鈺山になってしまふ。だから、何か政策面からこの鈺害対策面に至るまでわざわざ分離しなさい、中小鈺山にしてしまいなさいというふうな一貫した流れがあるような気がするわけなんです。で、こういうことをお聞きしたんですが、そういう点は考えられませんか。

○政府委員(青木慎三君) 私どもは、分離促進という意図でこの制度をつくったわけではございませんで、一般に中小企業は大企業に比べて経営基盤が弱い、技術力も劣っているのが通常でございしますので、この制度のみならず、一般の金融制度につきましても、中小企業には特別に手厚い措置をとっているのが一般の状況でございます。今回、特にこの中小企業に対しては低利なもののをいたしましたのは、そういう分離だけが目的ではなくて、そういう中小鉱山たくさんございしますので、そういう方々に対する融資というのは極力条件をよくしようと思ひまして、横並びからいまして大企業と差をつけた制度になったわけでございます。

一方、大企業からの鉱山の分離は、この制度があるから分離をするということではやはりないものであって、企業自身の問題でございしますが、企業の経営方針なり、責任体制なり、採算の見通しの観点から主として行なわれる。たまたまこれが中

小企業に該当すれば、より有利な制度に乗つた
 るといふことでございますので、基本的にこの制
 度によつて分離が促進されるといふことではない
 ように私どもは考えております。

○阿具根登君 いや、もちろん法をつくられる場合に、分離が目的であり、中小企業に追い込むのが目的でないということばかりです。わかります。すけれども、この鉱業政策から災害防止政策まで一貫して見てくると、結局そういうふうになければならないような仕組みになってきておるようには私は思うんです。私が企業家であつたら、おそらくそういうことをするんじゃないかと、この、政策面で長い時間費やしましたけれども、あの面から考えてみても、この面から考えてみても、とにかくこれは、鉱山というものはもう大企業でやるべきものじゃないんだよ、これは中小企業でやったほうがいいんだよといううな一つの示唆を、さも与えられておるような気がするわけなんです。一貫してそういうものが考えられるわけなんです。

少ないとも、やはりこれは公害の賠償問題に關
 しますと、たとえこれがつぶれても、今度は親會
 社はそれは持たなあかぬようになってゐるんで
 しょう。そうすると、つぶれた場合は親會社が皆
 つようになっているけれども、分離して独立しな
 場合は、政府から安い資金を貸してやるぞとい
 う、これまた一つの逆流が感じられるわけなん
 すよ。つぶれたならば親會社が今度は見ないはず
 という場合には、その資金は低利じゃないはず
 なんです。今度は大会社だから。何かそこでま
 逆流しておるような、親會社がいいようにな
 てるような気がするわけなんです。そこはど
 なんです。たとえば中小企業でやって、安い
 利で金を借りてやっておったけれども、これは
 ぶれたと、歎害は親會社が持たなさいよという
 合は、今度は親會社が高い金利で——高い金利
 というのは、5%の金利で貸すようになるんで
 か、いかがですか。

○政府委員(青木慎三君) 子会社がござまして、それが中小企業の場合には、もちろんその中小企業の条件でものを借りまして、鉱害防止計画に従って防止工事をやるわけでございまして、たまたまそれがつづまされて、鉱業権を放棄したということになりまして、私どものほうとしては、保安法の二十六条の命令をかけた上で、その原因行為をした鉱業権者であった者に対して工事を命ずるようになります。また、その命令に従いまして、かつ、鉱害防止計画をつくり直して親会社の実施するということになりますと、これは親会社が大企業でありますならば大企業の条件で借りる、こういうことになるといふように解釈しております。

○阿貝根登君 最後に、鉱害防止積立金の制度が、今度設けられるやうが画期的なものであつて、これは今後の鉱害に対する問題でございまして、積み立て金の算定というのですか、される場合に、有毒なものを抽出してある鉱山もあるでしょうし、あるいはそうでなくて汚濁水になるおそれのやつもあるでしょうし、どういふ算定でこの積み立て金の賦課をしておられるのか、それを聞いておきたい。

○政府委員(青木慎三君) その算定をいたします場合には、一応その鉱業が終了した際、そこに堆積物なり鉱物がございまして、これに対して鉱害防止工事が当然予想されますが、この工事に要する費用をまずばじまして、それをあと何年間その鉱山を維持するかという年数で割ったのが、毎年の積み立て金の額となるように算定するといふふうに現在考えております。これは省令で最終的にはきめまされけれども、現在のところそういう方針であります。

○阿貝根登君 そうすると、たとえば積み立て金制度をつくって、五年なら五年でこの山がつぶれた。そうすると、その五年間の間に鉱害を生ずるであろうものに対する対策は、その積み立て金でやられるわけですか。五年間なら五年間で閉山をした、ところが、かすだけが残った、これに対す

る防災措置をせねならぬ——積み立て金でやっていかれるわけですね。その積み立て金を積み立てられたやつで完全に処理できればいいけれども、処理できなかった場合は、これは国がやるのか、それとも閉山してしまつたそこがやるのか、あるいは親会社がまたやるのか。

それからもう一点は、「取りもどし」というのがあります。一応けつこうなうでございましてけれども、「取りもどし」というのは、一体どういふときに起こるのか。賦課する場合には、これは鉱害に対しては、こういう鉱害のおそれがあるからこれだけの設備をせねならぬのだということ十分に調査されて、算定されて賦課されておつたはずなんです。ところが、何年かたつてみたら、それはする必要がないようになったから、そのお金をおまへに返すぞというのを取り戻したと思ふんです。そういうものなのか、そこまで警戒をされるのか、あるいは調査そのものはそういうふうにあるものでいいのか。裏返せば、そういうものがあるということは、もっと重大な被害を生ずるおそれもあるけれども、この二つをひとつ御説明願つて、私の質問終わります。

○政府委員(青木慎三君) 最初のケースでございまして、積み立て金が積んであつて、その後その会社がつぶれた場合でございまして、もちろん、その積み立て金がございまして、積み立て金でできる範囲の工事はまずそこが一番先に、第一にやるわけですね。そこで十分でなくて、工事が残つた場合でございまして、残つた場合は、たとえつぶれた会社、やめました会社といひましても、資力がある限りその会社がやるべきであるといふふうに考えます。もし、その会社が無資力になりまして、しかも親会社がありまして、鉱業権の消滅をしたときに、二十六条命令を先ほど同様にかけてまして、親会社がやつた責任のある分につきましては親会社がその工事をいたすということになります。それがない場合、だれも責任者がなくなつた場合には、これは先ほどの一番先の例に

戻りまして、無資力の鉱害と同様に国が地方公共団体に補助金を出して、そこで工事をやる、こういう段取りになるわけでございまして。

それから「取りもどし」でございまして、取り戻しは、通常は、鉱害防止工事をやるときに、その工事の費用として取り戻すのが一番普通のケースでございまして、それ以外に取り戻す場合には、いろいろなケースがございまして、たとえば例で申し上げますと、積み立て金を使わないで、ほかの資金ソースで自分でやつてしまつた場合がございまして、それから過去の採掘権者あるいは第三者がかわつて自分の資金でやつた場合、それから、これは非常にレアケースになると思いますが、本来そこで防止工事をやるはずであつたのですが、何か第三者の公共事業等によりましてその堆積場を取り払われてしまつたとか、あるいは道路になつてしまつたとか、こういうことによりまして工自体が必要でなくなつた場合、こういうケースを、取り戻しすることができるといふふうになつてゐるわけでございまして。非常にまれなケースでございまして。

○大矢正君 ちょっと関連。

青木さん私はしるうとだからこういう愚問をするのかもわかりませんが、お尋ねをしてみたいと思ふんですが、こういうケースがかりに出たらどうなりますか。積み立て金は、これはもちろん法律に基づいてきちきちと払いますね。それから、事業を実施している状態の中においては、ある程度の鉱害防止の工事をやりますね。しかし、いろいろな情勢でこの鉱山が閉山しなきゃならぬ、廃鉱しなきゃならぬという段階になりますね。その際です、その際に当然に鉱業権の抹消が問題に一つなつて来ますね。鉱業権者は、当然、鉱業権の抹消届けを提出して鉱業権の抹消をまづはかりますね。さて、そうなりますと、結局、その際における鉱業権はどうかといふことなんです。そこがちょっと私わかりません。これは非常に愚問かも知れませんが、それはなるほど過去に積み立て金は積み立ててお

ると、しかし、それはそんなに膨大な金で私はないと思ひますよ。そんな金取つたんじや、鉱山がやれるはずがありませんから、ですからそれほど多額なものじゃないとします。法律に基づく指示、命令等によつて操業期間中の防止工事はやつてゐると、しかし、閉山した段階においては鉱害が残つてしまつた。その段階で鉱業権者に鉱業権の抹消を認めてしまつた、これはもう完全な、責任はないということになりますね。なるほど、積み立て金は積んでおる、しかし、これはわずかなものであるということになると、結局は国と地方自治体の責任においてあとで処理をしなければならぬという問題が残りますね。この問題は、どういふふうに説明すればいいんですか。

○政府委員(青木慎三君) 現行の鉱山保安法によりますと、休廃止時においてこういう始末をしないといふ規定がございまして、まず、それによつて第一次的には鉱業権者がやる義務があるわけがございまして。たまたま鉱業権が抹消されてしまひますと、鉱業権者でなくなりますので、鉱山保安法が適用なくなるわけでございまして、そこで二十六条命令という事項がございまして、鉱業権が消滅した後であっても、五年間は鉱害の防止に必要な工事を命ずることができるといふことになつておりました、この命令が出ますと、すでにやめた人も鉱業権者とみなすという規定がございまして、鉱山保安法の適用を受けますといふことになりまして、結局、先生が御心配のようなケースはその二つの道でふさがれてゐるといふことになつてゐます。

○大矢正君 それは、あらためていまおつしやつた二十六条ですが、この二十六条に基づいて「五年間は、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより生ずる危害又は鉱害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができ」といふことでありますから、命令を出した場合には、そういうことになる。で、鉱業権者として鉱業権の抹消、これは重視されるわけですね。

そのほうで残しておくことが理屈ではないのだから。鉱業権者である、あなたは。鉱害が残っている際には、鉱業権者の抹消は認めません、あなたは。やはり鉱業権者として残るべき問題ではないのかという解釈になるものじゃないでしょうか。本来、鉱山保安法にいう何となく、保安の維持その他は、これは目的にもはつきりしているように、大体鉱山の安全維持のためというものが中心なわけですね。で、ここで議論されている問題は、鉱山に人がいなくなった以降における付近の住民等に対しての影響が問題なわけですから、ですから質的に違うものを私は感ずるわけですね。

たとえば、五年間は命ずることができるといふことだけれども、それは命ぜられても、実際にその鉱業権者は鉱業権者でなくならずから、鉱業権者ではない。前鉱業権者と申しますか、前もかしこいけれども、かつて鉱業権者であったものが結局命令を受けるということになるわけですね。その段階ではそれは個人ですね。もう完全な個人になっているわけですね、会社が解散してしまえば。それは幾つもの鉱山を持った大きな会社の中の一つの鉱業所の廃鉱というなら、これはまた話は別だけれども、そうじゃなくて、私の申し上げているのは、独立した特に中小のような鉱山の場合における問題をいま例として出しているわけですが、ここであらう、たとえば五年間はそういうことを命ずることができると、幾ら命令されたって、そのもの自身にはそれこそ資力はないでしょう。それこそ無資力じゃないですか、これは。無資力な者に命令する。それはいいと言え、ここで出てくる、五年間命ずることができるといふ文章というものは、全体の幾つかある鉱山の中の、一つの会社の中にです、その部分に対して当てはまる文面であって、独立した一つの鉱山に対して当てはまる内容ではないのではないだろうかという感じがしますが、これは私の思い過ごしか、感違ひでしょうか。

○政府委員(青木慎三君) 確かに、会社が解散し

てしまひましたそれが資力がなくなりまして、二十六条をかけても実効はないということになると思ひます。ただ、会社が鉱業権抹消の登記をするときに、すぐに二十六条命令をかけておきますと、会社の資産処分などにそれは法律上の措置ができないことはないもので、しかし、それもないというふうなケースにつきましては、これは全く無資力になりますので、先ほどの例に返って、国と県が始末をしなければならぬということになるわけでございます。そういうことが将来起きないように、極力、現在稼行している鉱山につきましても、その稼行量に応じて積み立て金を積み立てさせて、幾分かでもそういう弊害をなくしようというものが今回の積み立て金の制度の趣旨でございます。

○中尾辰義君 私は最初に、この法案に関係ありますので参考にお伺いしたいのですが、例の宮崎県土呂久の砒素被害者が、まあ一昨年の十月からずっと発生をいたしまして、全国各地で被害者が出ておるわけですね。そのことに関連して、その後通産省は、まず第一に鉱業権者、これはどこにあるのか。新聞等を拝見しますと、かなり過去において移り変わりがあつたようでございますし、それから、そのあと始末ですね、公害防止の施設はどのように通産省としては手を打つていらっしゃるのか。現在はどうなつておるのか。

さらに、そういう処置をされておるのかどうか。基準というものが守られておるのかどうか。それから、これは環境庁にも関係がありますのでお伺いしますけれども、砒素患者の救済措置はどうなつておるのか。それと、公害病に対する認定はどうなのか。その辺のところを一括して最初にお伺いしたい。

○政府委員(青木慎三君) 先のほうの問題について私のほうからお答え申し上げます。いろいろ土呂久鉱山の鉱業権でございますが、いろいろ移転しておりますが、現在は住友金属鉱山に属しております。いろいろの経過がございますので、若干詳しく

御説明いたしますと、土呂久鉱山は宮崎県高千穂町にあるわけですが、非常に古くから稼行された鉱山でございます。記録によりまして、慶長年間から稼行された鉱山であつたといふふうにいわれております。最近では、昭和六年以降主として中島鉱山がその採石を断続的に行なつておつたわけでございますが、昭和二十九年、地元といわれる公害防止協定を取りかわしまして、亜硫酸の製錬を行なつておるわけでございます。

昭和四十二年に中島鉱山が経営不振に至りまして、鉱業権を現在の住友金属鉱山に譲渡いたしました。中島鉱山株式会社は解散いたしましたわけでございます。住友金属鉱山はその後、鉱業権を持つておりますけれども、稼行は一度もしておらないというのが現状でございます。

事柄の発端の始まりは、昭和四十六年の十一月十三日に、高千穂町の岩戸小学校の先生が、宮崎県教育会集いで土呂久地区住民の健康調査の結果を発表いたしました。砒素による新しい型の公害ではないかという問題が起つたわけでございます。

で、福岡鉱山保安監督局は、この問題が生ずる前に宮崎県と共同で土呂久の鉱山の調査を実質的には開始してございまして、現在までに亜硫酸の製錬施設の除去等の措置を鉱業権者である住友金属鉱山に指示しまして、実施させております。

その主たる措置は、まず第一は、亜硫酸製錬施設の取りこわし、覆土及び残存亜硫酸の回収でございます。第二は、製錬所のあとの覆土、植生、それから第三番目には、からみ、ズリ堆積場の流出防止工事でございます。第四番目に、からみ、ズリ堆積場の浸透水のために排水路をつくらせたというところでございます。それから放置してございました坑口の閉塞工事。

以上のような工事を指示しまして、鉱業権者である住友金属鉱山に実施させたわけでございます。なお、この鉱山より下流にあります東岸寺の堆

積場につきましては、流出防止のための擁壁の設置、覆土、植生等の工事を休廃止鉱山鉱害防止工事費補助制度によりまして実施いたしております。これは昭和四十六年から四十七年度にかけて行ないまして、約一千七十一万円の工事をやつております。

それから、土呂久鉱山に対します監督検査の状況でございますが、土呂久鉱山につきましては、昭和四十六年の五月から昭和四十八年の二月まで計八回の検査を実施して、必要な鉱害防止工事を実施させております。坑口から排出される坑内水の水質につきましては、最近の調査結果によりまして、排出基準以下でございます。なお、今後、鉱害防止工事の効果につきましては定期的に検査を行なう予定になってございまして、必要があればその対策を講じさせて、今後の鉱害防止には万全を期してまいりたいというふうな考えでおります。

○政府委員(船後正通君) 宮崎県の土呂久地区における砒素による公害の健康被害の問題でございますが、先ほど通産省から御説明がございました。いろいろな経緯を経まして、宮崎県で社会医学的な調査を進めておりましたところ、昨年七月に、亜硫酸等に暴露されたことによる慢性砒素中毒と思われる皮膚所見が地元住民に認められました。これを受けまして、環境庁といたしましては、これらの健康被害者につきましては、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の適用を検討いたしました。国、府、県、市町村等といたしましては、認定条件、検査方法等について検討を行なつたのでございまして、そのうち、認定条件につきましては結論を得ましたので、本年二月一日に土呂久地区を特別措置法によるところの救済地域と指定し、かつ、慢性砒素中毒というものを公害病として指定したわけでございます。

なお、その際に、慢性砒素中毒と認められましたが被害者が七名判明いたしておつたのでございまして、これら七名の方に対する補償につきましては、その原因となつた行為は、先ほど通産省からのお話にもございましたように、現在の鉱業

権者である住友金属鉱山の鉱業権を取得する以前の問題ではございますが、現在の鉱業権者である住友金属鉱山がこれらの方々に對しまして、四十七年十二月に和解をいたしまして、それぞれ補償を支払っております。

なお、土呂久地区につきましては、このほかになお地元住民の健康に不安が持たれておりますので、現在宮崎県におきましては、全住民を対象といたしまして検診を実施しておるところでございます。

○中尾辰義君 それで、通産省にお伺いいたしますがね。いまお話を聞きますと、砒素中毒の問題が、現在の鉱山の権利者である住友鉱山に移るまでの以前の被害である、そういうことなんです。そういう場合に、いま通産省がいろいろと鉱害防止施設の命令をされた、そのことについて、住友鉱山はすなおにそれを受けてやったのですか、費用はどうしたのですか。

【委員長退席、理事大谷藤之助君着席】

○政府委員(青木慎三君) これは鉱業権者である以上、鉱山保安法上の義務はございますので、命令を出しまして、指示をいたしまして、それにすなおに従ったということでございます。費用は全部会社が負担しております。

○中尾辰義君 まあ住友鉱山みたいに大きな企業は、それはお金があるからすなおにいたしたかもしれませんが、そういうようなケースがこれから出てこないとも限らないですね。そういうした場合に、現在の鉱業権者に資力がないうような場合、これはどういうふうになりますか。

○政府委員(青木慎三君) 鉱業法につきましては、民事の賠償責任で無過失賠償責任制度というのがございまして、鉱業法第九九条による賠償責任がございまして、ある人に被害を与えた場合には、その原因をなしたときに鉱業権者がまず責任を負うわけでございますが、その後鉱業権が転々とした場合に、その原因をなしたときの鉱業権者のみならず、その後ずつと転々とした鉱業権者がすべて連帯で責任を負うというふうな、非常にき

つい規定になっておりますので、たとえ自分で稼行したときでないものにつきましても、連帯責任として無過失で賠償する責任を負っていただくわけでありまして。公害防止工事そのものは保安法に基づくものでございまして、鉱業権者に資力がないう場合には、それだけで鉱山保安法上の罰則はもちろん適用されるわけでございまして、その者が鉱業権を放棄いたしますと、先ほど申しましたように、放棄してから五年間の間は保安法二十六条の命令がかかりますので、かつて鉱業権者であった者、その原因行為をなした鉱業権者であった者に對しても、公害防止工事の施設をつくることを命ずることができ、こういうことになっております。

○中尾辰義君 それじゃ、次の問題でですね、いま少し問題になりましたけれども、鉱山保安法第二十六条で、鉱業権消滅後五年間は、鉱山保安監督局長は鉱業権者であった者に対して危害防止、鉱害防止の設備をすることを命令することができると、あなたいまおっしゃったのですがね。そこで伺いたいのは、この設備が完成したときはもちろん通産省に届けをし、あなたのほうでこの設備を検査をする。それからその後でうなつておるのか。鉱業権者が鉱害の防止施設をしたらそれで終わりののか。それから先はもう責任がないのか。私のほうはちゃんとしたしましたよ、鉱山監督局に検査をしていただきましたからこれで責任ありませんよと。それでお願いしますのか。それから先もあるのか、その辺のところですね。

○政府委員(青木慎三君) 二十六条で設備の設置を命ずることができましてございまして、この命令には、その設置した設備の管理も含んでいというふうな現在解釈しておりますので、設備をつくってそれを管理しなさいという内容の命令を出すというのが通常でございます。

○中尾辰義君 ずっとそれが将来まで管理をする、こういうことですね。

○政府委員(青木慎三君) その設備が存続している限り管理をするということになると思ひます。

○中尾辰義君 私が伺いたいのは、これは去年の十二月の新聞ですけれども、常磐炭礦——福島県いわき市の常磐炭礦です。これが廃坑の立坑内における油かすなどの産業廃棄物を投入作業中爆発をして、大音響とともに相当なけが人が出ている。こういう新聞記事ですがね。これはもともと廃坑になってあとの処理もきつとやめた、その後ですね。これは産業廃棄物を投入するために、その防止施設のふたを破つてそこにいろいろはうり込んだ、それで、そういう事件が起つておるんですね。これはこういうふうに出ております。『常磐炭礦東部礦が閉山後、福島環境整備センター会社が管理しているが、同センターはこ

とし八月ごろ、「産業物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて投資許可を受け、とさわ急行貨物会社が請負って、廃坑に産業廃棄物を投入していた。」と、こういう記事が出ておりますが、すると、その廃坑にふたをしたやつを、あとから許可をもらっちゃそに、ふたをあけて産業物をどんどんはうり込んでいった、こういうことがはたして許されるんですか、どうですか。

○政府委員(青木慎三君) 従来の取り扱いといたしましては、こういう場合に、最後にふたをがっかりするところまでを十分監督いたしておいたわけでございますが、その後の監督というものは、実はあまり十分行なっていないなかつたというのが実際の現状でございます。この事故が起きてから、この私どもも非常に危険な事態でございますので、こういう廃坑の一斉調査をいたしまして、今後はこういうものの取り扱いはさえないという方針で行政指導を行なっていくつもりでございます。

○中尾辰義君 そうしますと、これは鉱山保安法で義務づけられてありますね。あなたが最初おっしゃったように、防止設備の維持ということとは五

年を経過してもずっといつまでも続くと、こういうふうな理解してよろしいのか。

【理事大谷藤之助君退席、委員長着席】

○政府委員(青木慎三君) 私が先ほど申しました維持管理と申しますのは、たとえば、鉱害防止施設の沈んで池の管理というふうな点を中心にして申し上げたわけでございまして、坑口の場合は、通常完全には必要でないわけでございます。ただ、だれかがあけるときを、これを防止しなければならぬという意味で維持管理が要るんだと思ひますが、従来は、その坑口を閉じるところまでは十分監督いたしておりましたが、一たん閉じたあとあけることについては特に維持管理の命令を出しているわけではなくて、かつまた、監督も必ずしも全部を見回っているという状態ではなかつたわけでございます。今後は極力そういう危険を防止する意味で、なるべく使わないほうがよいという考えでございますが、現在、一斉にいろいろ危険の状態を調査している段階でございますので、その調査の結果を待って、どういう場合にのみあけさせるかというふうな基準をつくりまして方針をきめたいと思っております。

なお、現在、御指摘のケースにつきましては、産業物処理業者としまして廃坑を産業物の投入場所として使用したわけでございまして、現実の法律の適用は、産業物の処理及び清掃に関する法律という法律に基づきまして都道府県が監督、規制しているところでございます。産業物の処理業者は、その規定に基づきまして別途鉱害防止の義務を負うことになっておりますので、こういう場合に、十分その坑口の危険さをこの業者に徹底させる必要はあると思ひますが、明らかに都道府県の監督下にこういう事業をいたします場合には、この産業物処理の法律のほうで十分取り締まってもらうというのも一案かと思っております。

○中尾辰義君 そうしますと、鉱害防止施設をしたあととそれを取りこわすということは、これは鉱

山保安法違反にはならないのですか。

○政府委員(青木慎三君) 直接違反にはならないわけですが、通常はあけられないような状態で坑口を閉じるところまで鉱業権者の義務になっております。

○中尾辰義君 違反にならないとすれば、またこういうようなケースが起こってくるのじゃないかと私は思うのですが、ひとつ答えてください。

○政府委員(青木慎三君) これは、鉱業権者に対する保安法上の義務はもろにないわけですが、保安法上の義務をする際に行政指導といたしまして、鉱業権者の所有になるわけですが、それから、みだりにあけないような措置をとるよう実質的な行政指導をしてまいりたいと考えております。

○中尾辰義君 行政指導は当然のことですけれども、いまはいろいろな悪影響が及ぶ業者がおりますよ。あんな廃坑のあととなんかにそういう産業廃棄物をどんだんほうり込むことは、これはたいへんもうかるらしいですね。大体、工場等が廃棄物に困っているのじゃないですか。トラック一ぱい五百円、千円ということ、さあどうぞどうぞほうり込んでくださいと、一日何万円ももうかるそうですよ。ですから、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて投棄の許可を受けさせないで、これは鉱山保安法の点から見てももう関知しない、それでけっこうですと、そういうことになるように思いますが、そうすると、やはりこのような危険がまたこれ起こってくるかもわからぬです。

ですから鉱業権者が、また私は質問を繰り返しますけれども、五年間の間は通産省のほうで命令ができる、この五年間の間に一ぺん命令をして、それはすなおに受けて鉱業権者がちゃんといたしましたと、それ以後はこれは関係はないわけですね。関係がない——鉱業権者にも管理の責任がないのか、ずっとあるのか。まあ、さっきあなたはあるとおっしゃったんですが、これはあると言いましても、一体それじゃ、もう閉山したのにと

こまで管理すればいいのか、そういう問題も出てくるわけですね。その辺いかがですか。あるのかないのか、はつきりひとつおっしゃってください。

○政府委員(青木慎三君) 現在の規定からまいりますと、特に坑口を閉塞したあとあけないという維持管理の特別な命令をかけない限り、鉱業権者には義務はなくなるわけです。

○中尾辰義君 さっきの答弁と違うじゃないか。

○政府委員(青木慎三君) ですから、かけない限りと申しましたのは、二十六条で特に危険であるということ、坑口を閉塞し、かつ、それをずっと維持しないという命令をかければ、維持管理の義務は鉱業権者に残るわけですが、いままでの通例では、坑口の閉塞の命令は出しまして——そういう規則になっておりますが、それをずっと維持しろという命令をかけておりませんので、先ほどのケースのような場合には、直接鉱業権者は鉱山保安法の違反にはならなかったわけでございます。

今後、もし維持管理の命令をかけるのであれば、維持管理の義務が鉱山保安法上生ずるわけでございます。

○中尾辰義君 それは法令のどこにあるんですか。

○政府委員(青木慎三君) その坑口の閉塞の命令は、少しこまかい規則になりますが、石炭鉱山保安規則という省令がございます、その二百七十五条に「坑口を有する立坑または坑道を閉止するときは、その坑口を閉せしめなければならない」というふうに書いてございまして、この規定によりまして、鉱山をやめました場合には閉塞の義務が生ずるわけでございます。これには、直接、その後維持管理しろという命令になっておりませんので、従来の規則の適用から申しますと、あとであけた場合の適用は保安法上なかったわけでございます。今後、もしこういう事例が起こってまいりますならば、規則を改正して二十六条の維持管理の命令をかけますならば、保安法上の義務とい

うことが残るような道は開かれておるわけでございます。

○中尾辰義君 どうもあなたの答弁聞いていると、いいかげんですよ、それは。現行法ではそうならないけれども、今後、規則を改正して鉱害防止の処置をした以後は管理の維持ができる、そういうことですか。

○政府委員(青木慎三君) この規則そのものでは維持管理まで命令することはできませんが、先ほどから問題になっております二十六条の命令を発動しまして、ここに坑口を閉鎖した上に維持管理をしるという命令をかければ、そういう道が開かれるということでございます。

○中尾辰義君 まあとにかく、こういうような人命にかかわる事故が起こっているのですから、いま非常にせちがらいい世の中ですから、さっき私が申し上げましたような廃棄物の商売、これはもう非常に利潤がいっぱいあるので、こういうケースはあつちこつにありますよ。その点をよくお考えになって、ひとつ規約を改正するなり改正をしてきちんとしてもらいたいんですね。これはちょっと、大臣にひとつ伺います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 廃棄物といまの鉱山との関係というのは、新しいそういう問題が起きているということ、新しいそういう問題が起きていると、取り扱いについては利潤本位に墮して一般の人たちに迷惑を及ぼさないように、また、鉱山保安等について十分な措置をいつまでもやれるようにしておく必要があると思っておりますので、御趣旨に従いまして措置をいたします。

○中尾辰義君 それから、これも先ほど問題になったのですが、鉱害防止義務者の不在の場合の防止工事ですね、これは国が三分の二、地方が三分の一で、地方団体がやるということですが、この問題、本法を見ましても基本方針には確かに出ておるのですけれども、地方団体がやらなければならぬという義務づけた法律ではないようですね。その辺が少しやっぱ問題があると思いがすが、何といましても先立つものは金であり

ますし、特に、全国の県の中であまり県財政が豊かでないような県にあつた山があるのです、大阪、東京なんかありませんね。えてして、そういうところはやっぱ県の財政も資金も少ないですね。こういう問題はちよつとあと回しだ、こういうことで、県がなかなかやらないというようにも出てくるのじゃないかと思うのです。その点いかがですか。

○政府委員(青木慎三君) 先ほど御答弁いたしましたように、現在までのところ、県がやらないがためにこの工事ができなかったというケースはございまして、急速にこの工事がふえてまいりますし、今後ふえてまいりますので、事業量がふえるに従いまして県の財政に圧迫を加えるということも考えられますので、この点につきましては、将来、県の財政負担を軽くする方向で関係省庁と折衝してまいりたいというふうな考えております。

○中尾辰義君 ですからそれは、一つは法律で定めるわけにはいかないのですか。義務づけるわけにはいかないのですか。

○政府委員(青木慎三君) これは法律上きめることも可能なのでございますが、実を申しますと、県のほうでは、法律上あまり明確な制度にしてもらいたくないという意向が非常に強ございまして、今後制度的には国の補助のしかた、あるいは県が負担する財政上の負担につきましても通産省のほうで努力してもらいたいという意向もございまして、特に明記はしなかったわけでございます。ただ、法律上明記いたしませんでも、従来から、四十六年から補助金制度で実施は実施しておりますので、事業の実施そのものには支障がないわけでございます。

○中尾辰義君 それじゃこの地方の三分の一というのは、これは補助金でいくわけですか。

○政府委員(青木慎三君) 国が三分の二の補助金を出しまして、残余を県が負担いたしまして、県の事業として鉱害防止工事を実施するわけでございます。

○中尾展義君 ですから、三分の二を国が補助金として出すとあとが問題になってくるわけですが、これは地方の一般財源から出すということになりしうが、いま非常に公害問題は基本法もできまして、経済との調和条項も削られておるんですからね。人間尊重がやはり第一なんです。

したがって、これはもうきちっとやってもらわないと困るわけですね。だから、どうも私はこれだけでは信頼できないんですよ。地方財政は非常に赤字ですね。ですからこういうのは、これは地方交付税なんかで何とかするといふわけにはいかないんですか、その辺はいかがですか。

○政府委員(青木慎三君) これは直接の算定根拠の中に入れるのはなかなかむずかしいと聞いておりますが、今後折衝してまいりたいと思っております。

○中尾展義君 それではもう時間がありませんから、一番最後にこれは一つお伺いしておきます。

海底の鉱物資源の開発のことでありますけれども、深海に存在するマンガン団塊の海底鉱物資源の開発について、欧米先進国の調査はかなり進捗をしておりますけれども、そこでわが国の民間でも、深海底鉱物資源開発に關連する有力企業二十七社が四月二日に深海底鉱物資源開発懇談会を発足させて、今後、政府への建議などをしていくことになっておりますけれども、深海底鉱物資源の開発には特に事前の地質調査が必要とされるので、金属鉱物探鉱促進事業団で海洋地質調査専用船の建造に着手したと、このように聞いているわけですが、この性能、建造計画、経費そのうのはどうなっているのか、概要をちょっとお聞かせをお願いしたい。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のように、深海底の鉱物資源開発のために地質調査船というものを建造いたしましたし、そして助成を強化したいというのを考えている次第でございます。先般の予算ですでに金属鉱物探鉱促進事業団がその仕事を進めております。総額は二十一億円、四十七年度に四億円、四十八年度に十七億円の産投出資

を事業団に与えまして、そして現在建造を進めているところでございます。

○中尾展義君 終わります。

○委員長(佐田一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(佐田一郎君) それではこれから再開をいたします。

午前に引き続き金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を議題とし、質疑を行ないます。

○藤井恒男君 私は最初に、海外鉱物資源開発の基本方針とその見直しについてお尋ねしたいと思っております。

政府では、四十六年の秋に「資源問題の展望」といふ、いわゆる資源白書を提出されておるわけでありまして、この資源白書に示されておる政府の政策を基礎にして、三、四回伺いたいと思っております。

この白書によりまして、国内鉱物資源に乏しいわが国としては、海外資源の開発に力を注がなければならぬというふうに述べておられます。そして、その基本的な方向として開発参加に主力を向けること、その際の方策として六つほどの問題点をあげておるわけでありまして、一つが、大規模開発に特化する、二つが、開発対象地域を積極的に分散する、三つが、資源保有国の資本と協力する、それから四つ目が、現地での加工度上昇に極力協力する、それから五つ目が、資源保有国の道路あるいは港湾、鉄道などの整備に協力する、六つ目が、他の先進国の資本との必要な摩擦を避けるべきだ、大要このように述べていると思っております。

そこで、わが国の海外鉱物資源開発の現在の状況の中で成功しておる例としてザイルのムソン

鉱山、それからマレーシアのマムート鉱山などがあげられておるわけですが、この二つの成功例について開発の現況、それから基本的な開発方針がこの白書に照らしてどのように行なわれ、功を奏しておるのか、成功例というものと白書との関連を現況としてお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(外山弘君) 確かに御指摘のように、「資源問題の展望」という資源白書によりまして、ただいま御指摘のようなことを私も私として述べたわけでございます。で、探鉱開発により生産中または開発準備中のおもな鉱山は現在十三ぐらいございまして、そのうちの代表的な例がいま御指摘のムソン鉱山とマムート鉱山であると思っております。

ムソン鉱山の場合、昭和四十一年に日本の企業が探鉱を開始いたしました。そして四十四年に開発準備にかかりまして、昨年の十月生産に入ったわけでございます。全体の起業費は約三百億円でございまして、生産規模は年間の銅量にいたしまして約五万トンでございます。で、この鉱山の開発は日本側が八五％、ザイル共和国政府が一五％でございまして、その両者からなる現地法人が開発に当たるわけでございます。そして、生産全量は日本向けに輸出されることになっておりまして、その第一船が本年一月日本に入っております。すなわち、これは単なる買鉱ではございませんで、現地の開発参加というところで、また現地も非常に歓迎するかどうか銅鉱山が開発され、その鉱量が日本に來るといふことに相なったわけでございます。

その次に、マムート鉱山でございますが、これは昭和四十二年、マレーシアのサバ州政府が探鉱開発を国際入札に付しました。そのとき、わが国の海外鉱物資源開発株式会社は落札をいたしました。約三年間探鉱を実施したわけでございます。で、一方当鉱山を開発するために日本側が五十一％、マレーシア側が四十九％からなる現地法人が設立されまして、四十五年の十月から開発準備に

入っております。総起業費は約二百五十億円ぐらいの予定でございます。生産は昭和五十年の四月に開始される予定でございます。生産規模は、年間銅量にしまして約三万トン、日本に全量向けられるということになっております。これも先ほど幾つかの基本的方面を御指摘ございましたが、その線に沿った開発であるというふうに私も私としては考えているわけでございます。

○藤井恒男君 前回の委員会では参考人いろいろお尋ねしたわけですが、そのおき、業界の代表である河合参考人との間でも私質問をかわしました。が、どうしても海外鉱物資源開発ということになると、資源保有国のナショナルリズムというものと、まあことばが不適当かわかりませんが、対峙対決とまで言いたくないが、これをある程度意識してからならなければならないわけ、いまの二つの成功例で見ると、これまでの間はきわめてスムーズに事が運んでおるといふふうに私も受け取っておりますし、またそのような説明でございまして、たへんけつこうなことだと思っておりますが、まあ開発途上国でナショナルリズムというものが、非常に最近その動きが広範多岐にわたってございまして、これら問題について、この二つの成功例を大事にしていかなければならないという立場にあるわけ、今後問題が全然ないのかどうか、その辺お伺いしたいと思っております。

○政府委員(外山弘君) ただいまは成功している二つの例を申し上げたわけでございます。そのほかにもいろいろ試みが行なわれているわけでございます。しかし、最近では、御指摘のような、資源保有国のナショナルリズムとの関係を十分頭に入れて各企業も取組んでいるというものが、著しい傾向として指摘できると思っております。何と申しましても、やはりその点をきわめて慎重に、かつ、妥当に考えてまいりませんと、なかなか開発がうまくいかないというところは、幾つかのいままでもいろいろな事例があったようにございまして、最近では、そういう点ではかなりうまくいってきているのではないだろうか。しかし、すべてが

成功しているわけではないわけでありまして、先ほどのような例が二つ特に著しい例として申し上げられたわけでございます。でも、もちろん資源保有のナショナルリズムということは今後とも高まってくる傾向にあると思います。私も前から見ましても、こういった傾向をよくわきまえて、いやくも資源の略奪というふうな非難を受けるおそれがないように、少なくとも資源保有の経済発展に寄与するというかっこうでの開発を考慮していかなければいけない、こう考えるわけでございます。

そのための一つの方策は、先ほど申しましたような現地資本との合併でございましょう。あるいは現地で加工度を高めるといふことでございましょう。それからあるいは公共事業費的な、つまり、インフラストラクチュアというものでございしますが、学校とか道路とか、そういった公共施設についてもできるだけの協力をしていくということ、こういった点もひとつ大事な問題でございましょう。こういったようなことを相手国の実態にに応じて考えて、そして積極的な開発に取り組む、つまり、そういった問題を積極的に考え、そして積極的な開発をしていく、これが私は非常に大事だろと思うんです、そういうことをよく頭に入れて今後とも海外開発に取り組むよう私どもとしても指導してまいりたいと、こう考える次第でございします。

○藤井恒男君 通産大臣にも以前申し上げたわけですが、私もこの春に東南アジアを回ってまいりまして、日本が行なっている経済協力というものが、必ずしも確に開発途上国にすなおに受け入れられていないという面もあるわけなんです、タイにおける日貨排斥なんかの場合も、円借款を大幅にしたとたんに火をふいたというふうな問題もあるわけなんです。まあ、開発途上国の人たちがよく口にするのは、日本は、開発途上国の人たちが仕事をしておるといふことを忘れてくれるなというところだと思つて、非常に含蓄のあることばだと思つて、いまの御説明によれば、資源略奪

というふうなことのないうちに、広範多岐におたつてやっていくのだということ、非常にそことばとしてはけっこうだと思つて、ひとつそういう面でも十分御活躍いただきたいと思つておる。

次に、日本鉱業が、同社の主力鉱山である日立などの五鉱山を分離する、あるいは多田などの閉山をきめたわけなんです。で、このおりの新聞の論調などで、日鉱では同社が中心になって開発してきたところのザイルのムソシ鉱山が本格的な生産を始めた、これに思い切った手を打ったことがこれらの鉱山の分離及び閉山に結びついておるのではないかと、いふようなものを見方をしておるわけなんです。で、いまもお話がありましたように、資源に乏しいわが国としては、海外資源開発に精を出さなければならぬ。一方、それを大規模に進めれば進めるほどわが国の非鉄金属鉱山は閉山のやむなきに至る、こうなつてくると、こゝろ非常に矛盾したことであつて、しかも、前回の委員会でも四人の参考人がこゝろも申されたように、これらのことを考えると、技術の問題、あるいはわが国における資源そのものの問題などを考えて、もつともつとわが国の鉱山を全滅に追いやらないような施策が必要だとなる述べておられるわけです。したがつて、そういった意味で鉱山の産業的な地位といひますか、位置づけといふものを真剣に考えてもらいたいというお話があつたように私聞きました。

いま言つたような、現実の問題として新聞なども、海外に出て成功したがゆえにわが国で閉山分離が行なわれたという見方をしておるのも、これは一理だと私は思つておるわけなんです、この辺の関係をどう見詰めておられるか。

【委員長退席、理事大谷藤之助君着席】

あるいは、あなたも参考人のお話を聞いておられましたけれども、あつた参考人のお話などともあわせて、根本的な問題として、根本的な問題としてこの種の関係をどう調整していかれるおつもりか、その辺について承りたいと思つておる。

これは大臣にお聞きすべきかと思つておるが、お見えてございせんので、よろしく願ひします。

○政府委員(外山弘君) 今後、非鉄金属の需要が増加していくに際しまして、海外開発の重要度も量的にふえていくといふことは言えると思つておる。また、そういう経過をたどつてきておることは事実でございします。しかし同時に、一定量の国内鉱山の積極的活用をはかつていきたいといふことは、やはり何と申しましてもこうした安定資源であるといふこと、あるいは地域社会と関係の深い山が多いといふこと、あるいは労働者の問題もある、海外開発の技術的基盤を提供するといふ問題もある。いろいろなことを考えまして、やはり国内鉱山の一定量の積極的活用といふことは、私も鉱業政策を考へていく場合のもう一つの大事な基本でございします。そういった面から今後ともそれが果たせるように、そして、国内鉱山にも一つのビジョンが持てるように、今後の助成策の強化を考へていきたい、こう考へておるわけでございします。

御指摘の日本鉱業の鉱山分離、これは、鉱山分離そのものが基本的には企業の経営責任により行なわれるものでございしますが、あの場合、会社の述べた理由は、一般管理費の削減ということによりまして、鉱山部門の採算を改善したいということとを述べておりました。そういう理由で日本鉱業としては組合と話を進めておるわけでございします。御指摘のように、同社のムソシ鉱山からの鉱石輸入が始まつたので、したがつて、漸次そちらに移るといふこともあつて分離をしたのではないかと御指摘がございしますが、現在ムソシ鉱山からの鉱石輸入は、今年度この会社に対しては三万トン弱で、この日本鉱業の鉱石輸入総量二十三万トンのごく一部でございします。こういったことから見まして、これが直接分離の原因であるとは思はれないのではないかとと思つておる。

で、要するに、やはり鉱山部門の採算の改善をはかると、それは国内における長期的な価格の低迷、あるいは労務費等の上昇、そういったこと

にたえていこうということ、経営の圧迫要因を少しでもなくしようといふ企業の立場の配慮だろうと思つておる。したがつて、海外鉱石との関係は直接はないと思つておる。ただ、全般の傾向は、冒頭申し上げましたように、海外鉱石のウェイト、海外地金のウェイトはだんだんに上がつてくる。しかし、同時に私どもとしては、国内鉱山の一定量の積極的活用といふことも、もう一つの柱として基本的な重要さを考へてまいりたい、こゝろいふに考へておる次第でございします。

○藤井恒男君 海外鉱物の資源開発に対する成功払い融資についてお伺いするわけですが、先ほど申した資源白書によりまして、わが国で昭和二十八年以降、探鉱段階から手がけたいわゆる開発参加方式、これを指向したプロジェクト百二ほどのうち、結論の出ないのが四十二プロジェクト、成功したのは十四プロジェクト、成功率は二〇%、この成功した十四プロジェクトからの鉱石輸入量は、銅量にして年間約四万トン、融資買鉱による輸入鉱量十萬トンの約四〇%、わが国全体の海外依存銅量約六十五萬トンの六%にすぎないといふことが述べられておるわけだけれど、これらの数値は間違いないかどうか。また、この数値は、先ほど申したように、百二ほどあるプロジェクトの中からきわめて低い効率にしかつておらないわけだけれど、このことは相手側の売り込みによる小さなプロジェクトが多くて、そのために探鉱段階で失敗したり、あるいは、かりに成功したとしても、成功例が十四あるわけだけれど、成功したとしても、その規模が小さかつたために問題があるといふことを資源白書は指摘しておると思つておる。

そこで問題が出てくるわけでございしますが、プロジェクトといふものは、大規模であればそれだけスケールメリットがはかれるわけですが、探鉱といふものが本来リスクを伴うものであるがゆえに、こゝろいふときに成功払いという融資の形態があるし、それは業界も望んでおる。現在のところいま言つたようなきわめてリスクの多い状況の

中であつて、成功払いというものが認められておるのはウランだけだ。業界のほうではこの実例が示すごとく、昭和二十八年から現在までの間、きわめてリスクの多いことを数字で示し、白書もそれを指摘しておるわけで、この面について金属鉱物についても、この成功払いというものをもう少し見直していくべきじゃないだろうかという気がするわけだ。そういう意思があるかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のように、ウランにつきましては、四十七年度から金属鉱物探鉱促進事業団による成功払い融資制度が創設されたわけでございます。私どもとしては、今後増大する海外資源開発の重要性にかんがみまして、その促進策として成功払い制度を他の鉱種、つまり、非鉄金属類にも適用する必要性は大きいと思っております。実は、その促進方も昨年度だいぶ関係当局とやってみたくてございます。しかし、なかなか時期が熟しませんで、まだ実現を見ていない。今後、金属鉱物探鉱促進事業団による助成策の拡充、たとえば探鉱企業に対する出資制度を創設するというふうな問題もございまして、そういうものとの関連で、この際、成功払い制度もひとつ前向きに考えまして、そうしてぜひ今後の海外開発に対する促進策を講じてまいりたいという気持は持っております。ただ、関係方面のほうには、ウランやるのにも相当の議論がございまして、なかなかすぐに解決するかどうかわかりませんが、去年来の考え方を貫きまして、今後とも前向きにやってみよう、こう考えております。

なお、成功率の算定につきましてのいま藤井先生の御指摘は、大体そのようだと思いますが、私の承知している限りでは、まず件数で申しますと、過去のわが国企業が海外に探鉱した例を元にはじきますと、二十八年以来実施した件数は百四十三プロジェクトのうち、十四鉱山が成功しておりますので、成功率は件数では一〇%になるかと思ひます。

それから一方、金額で申しますと、初期の段階で鉱床が発見できない、そうなりますと、探鉱を断念しますので、投下資金は不成功の件数が多くても少額にとどまっているわけでございます。そうなりますと、成功したプロジェクトは投下資金が多くなります。投下に対する成功率、つまり、金額で申しますと約四〇%の成功率、こういうふうになるかと思ひます。

○藤井恒男君 いまの数字でいきますと、件数の一〇%に比して、金額のパーセンテージはそうでもない、失敗例は早く手を引いてしまうからだということがありますが、なるほどその辺はわかりません。しかし、これは過去の事例ですね。今後、成功払いということも前向きに考えていかなければならぬというところも前向きに考えていかなければならぬというところは、いずれにしろ探鉱というものはリスクの多いということははっきりしていることで、しかも、海外でこれを行なうということになれば、さらにリスクは輪をかけて大きくなる。まあ成功払いというの貴重な国家資金を投入するものだから、必要だからといって野放しにこれを運営するわけにはまいらない。過去の事例はよくわかるのでありますが、今後見通しとして、この種の問題について、私はしろうとだからよくわからないわけけれども、成功率で言えば、件数、それは件数よりも金額のほうが大切なわけけれども、こういったものが予知できるものかどうか、成功払いということをやろうと思えば、その辺の数字のそろばんをはじいて、ある程度根拠のあるものをつくっていくかなければならぬわけけれども、いまのような状況の中で、そういったものが予知できるかどうか、この辺をちょっと教えていただきたい。

○政府委員(外山弘君) 確かに、予知ができれば非常に説得力のある説明もできるかもしれませんが、やはり過去の事例から見まして、推定した予知をせざるを得ない、こういうふうな考えです。ただ、もう一つやはり成功払い融資制度を推進するにあたっての基本は、成功率の問題のほかにやはり重要性の問題があると思ひます。探鉱自体が

リスクが大きいわけでございまして、これはリスクが大きいからやらないでいかどうかという問題もやっぱり大きな動機になると思ひます。その辺も含めまして、今後関係当局とも話をしてみたい、こう思うわけでございします。

○藤井恒男君 わかりました。それじゃその次に、海外鉱石の引き取りの問題について御質問したいと思ひます。

で、これは昨年、田中通産大臣と水田大蔵大臣のときに起きた問題でございしますが、申すまでもなく、国内鉱物資源が乏しいわけですから、海外から鉱石を輸入しなきゃならない。勢いそれは長期契約によって原料を確保するという方策を講じていくわけですが、一昨年来の景気後退、通貨調整の影響などもあって、鉱石の需要が停滞する、在庫が急激にふえる、勢い、非鉄業界では契約数量を削減するという挙に出ざるを得ない。したがって、海外の鉱山と交渉する、海外では、それをやられると一挙にゴーストタウンが出現するといふようなことで問題をかもし、当時の新聞をにぎわしたわけなんです、それに対して政府としては、海外の資源国の対日感情の悪化を招くようなことは避けるべきであるということで、引き取り量の削減については相手国の経済ということとを考えたきやならない、そういうような前提に立って、緊急措置として、輸入代金の延べ払い期間を一年延長するという措置を田中通産大臣と水田大蔵大臣との間でできめて、実行した。これは、昭和四十七年度に限ってこれを講ずるといふふうな当時の新聞は報じておるわけです。これが実態として行なわれておると私は思ふのですが、間違いないかどうかです、その現在までの状況がどうなっておるかです。この辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 私も、当時貿易振興局長をしておりまして、この制度を大蔵省と折衝した一人でございますので、かなりこの制度については、当時のいろいろな経緯を承知しているわけでございます。

ところで、御指摘のように、過剰海外鉱石の引き取り促進ということとは、当時、非常に大事な問題でございまして、発展途上国との国際的摩擦を発生させないようにしよう、一方、国内の引き取り業者のほうは非常に困っておったわけでございします。したがって、どうしてもその当時四月のユーザンスというのをもう少し延ばして、そしてドル債務を持つてあげる、持つことを認めるというかつこうをとることがそれだけ引き取り促進になるということでのこの制度が出たわけでございまして、当時は、一年たつたらばその過剰性もだいたい解消するのではないだろうか、国内の消費もふえて、それから同時に既存の既契約の処理も順調にいつて、たぶん一年たつたときにはだいぶよくなるのではないだろうか、こう見通されしましたもので、一年でやめよう、つまりことしの三月までをめどにやろうといふふうなことで始まったことは、御指摘のとおりでございます。最近、若干その当時の過剰性は直つてきております。しかし、まだまだ通常在庫といわれまします。一カ月半とか二カ月程度をはるかにこえるような量がまだ引き取りの対象として残っております。引き続きこの制度については四十八年度もやらなければならぬといふふうな私どもの考えでございます。大蔵省に対しても、制度上の改正点は若干必要かもしれないが、引き続きやる、やりたいということでも現在検討を進めているところでございます。

○藤井恒男君 これはドル対策というその問題もかんでおると私思ふのです、正直に申し上げてですね。だから、純然たる長期に見通して、資源保有国との間の関係調整、あるいは日本の業界の保護というものだけじゃなくて、ドル対策というものも側面にあるといふふうに私は承知しておるのだけれど、それは実際大蔵省との感触でそういうものがあるのかどうか。

それからいまやはおっしゃる——これは四十七年度で終わっておるわけですね。私は四十八年度まで継続するものであらうといふふうな思つて

おったわけでは、いまだお話では、そういうふうな通産省としてはお考えを持っておるといふことだけれど、これを四十八年度まで継続していくという、もっと期間を延ばしていくというということについて見通しがあるのかどうか、その二つの問題。

〔理事大谷藤之助君退席、委員長着席〕

○政府委員(外山弘君) ドル対策という面で見ますと、輸入の引き取り促進でございますから、結局、輸入が実現することになります。時間がかかっても輸入が実現することになります。つまり、輸入削減が行なわれないから、その意味で外貨の活用になると思います。しかし、外貨の支払いが四カ月が一カ年でもいいということでありますから、短期的には支払いが少しくれるということにはなりません。しかし、基本的にはドル対策の一つと評価してもよろしいのではないだろうか、こう考えます。

それからもう一つの、四十八年度の見通しでございますが、一年前にその引き取り促進の必要性というものを、その過剰がどのくらいあるか、また、相手国との関係でそれがどう問題であるかというふうなことを判断してやったわけでございますが、その点がいまも若干程度はよくなっておりますが、解消してないというふうな実態がある限り、大蔵省としても、若干の改正点はあっても、引き続きこれは御協力いたしましょうという考えを基本には持っているようにございます。したがって、おそろく四十八年度も実行できると、こういうふうな考えでおります。

○藤井恒男君 四十八年度も実行できるというふうなことになる、これは業界が考えておるよう、この特例ユーザンスというものの、まあ特例というものをなくして、これを恒久化するということな考えはありますか。

○政府委員(外山弘君) これは重要な輸入物資に對しては、原則として四カ月のユーザンスがきめられておるわけでございます、それをことさらにやばり延ばすということでありまして、それだ

けまあ金融上の配慮が加えられておるわけでございます。で、やはりそれは一時的な要因ということとで考えるべきだろうと思っております。おそろくはこのいまの過剰性、国内の在庫の過剰性という問題が解消していく、かつ、発達上国の産銅国等と契約した実情が漸次その過剰性を解消していく、これはやはりもとに戻って四カ月のユーザンスの中で解決されるべきものだろうと思っております。したがって、やはり特例として考えるべきであつて、私は、四十八年度を終わつたところであつた上で検討したいと思つております。

○藤井恒男君 この海外鉱石の長期輸入契約という点についてですが、わが国の製鉄所が非常に大型化したために、それに見合うだけの鉱石というものを入れなきゃならない。そういう意味で買ひあさりを行なうがゆえにきつめて契約条件が悪くなつてゐる。したがって、それを改定しておる動きが現にあります。同時にまた、長期的な安定確保というものを考えるなら、多少割り高であつてもやむを得ぬのじゃないかという見方もあるように私聞いておるわけなんです、二つこう相反する立場に立つものなんだけれど、いずれにしてもわれわれとしては、いい条件で、長期的に、しかも大量のものが入れば、わが国にとってはきつめてけつこうなことになるけれど、政府としては、海外鉱石の輸入契約というやり方ですね、この方式についてどのように考えて業界に指導なさつておるか、お聞きしたいと思つております。

○政府委員(外山弘君) 先ほどの特例ユーザンス制度をやらなければならぬという買ひ方をした事情というのが、確かに昭和三十三年、四年ごろの状況から推定できるわけでございます、当時、需要がどんどんふえていくというかつこうもございました。それから、長期契約というかつこうでいわれる単純輸入でございます。開発輸入ではなくて単純輸入のかつこうでほとんど契約をしたわけでございます。この際は、おそろくは売り手市場のようになつたので契約が多かつたと思ひま

す。したがって、いま先生が御指摘のように、条件があまりよくないというふうなものも多、客観的な事情もあつたというふうには私に考えるのでございます。その辺は私も最近、今度の過剰鉱石の引き取り問題等を契機といたしまして、個々の方々に契約条件あるいは買鉱条件といったものについていろいろ検討してみたいわけでございますが、今後にはやはり改善の余地が多分にあるのではないかと、こう考えるわけではあります。

もちろん単純輸入そのものを、それにあまりウエイトを置く買ひ方はやはり基本的には直していかねばならない。先ほど冒頭にも御指摘ございましたように、海外鉱石の開発については、単なる買鉱ではなくて開発参加のかつこう、自主開発のかつこう、そういったかつこうで購入することとがこれが一番いいわけでございます、安定もするし、条件もよくなる、こういうふうなことをわけてございます。基本的にはそういうことをわけて改善されていくことがいいと思つてゐます。しかし、単純輸入をしなきゃならぬ場合でも今回のようなことがありまして、よけい買ひあさつた上に条件も悪かつたというふうなことが二度となつたに今回の件が非常に参考になつて、今後は各企業もそういう点、いま御指摘のような点についていろいろ努力をすることになるだろうと、こういうふうな私どもは考えております。

○藤井恒男君 中曾根通産大臣、御退席のようだからお伺いするわけですが、いまお聞きになつておらなかつたと思ひますけれども、海外鉱石の引き取りという問題がわが国においてもいろいろ経験を重ねてきたわけ、プロジェクトそれ自体は昭和二十八年から百四十三プロジェクトでした、の多きを数えておる。成功もあれば不成功もある。そしていま言つたように、日本の国内景気が悪くなれば長期契約しておるのにそれを買ひな

い。したがって、相手国にたいへん迷惑をかける。そのための手だてを講じなければならぬ。一方、資源の少ないわが国はやはり海外から資源を仰がなければならぬ。そして、他の国に資源

略奪というような悪いイメージを与えることな、いい関係を結んでいかなきゃいかぬという立場に置かれておるわけでは、そういう前提に立つて鉱石の需要というものは年々増していく。私はそういう意味からこの需給、それから価格を安定させるために備蓄対策ということはどうしても考えなきゃならぬ。この備蓄対策というものが確立されるなら、それがわが国だけじゃなくて世界的な緩衝在庫制度というふうなものにも私はながつていくんじゃないか、こういうふうなふうに思ひます。この面についてひとつ政府のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御指摘のように、日本の内部の景気の動きによりまして、海外の鉱山あるいは鉱石供給の方面にいろいろしわ寄せがきたり、迷惑を与えたりして、先般来いろいろ外貨措置等も講じてやりましたけれども、やはり一つのシステムとしてそういう制度をつくつておくことが、末長い将来、日本の鉱山業の安定とか、あるいは海外との協調とかという面から好ましいし、また物価対策上からも大事な施策のように思ひます。そういう観点に立ちまして輸入備蓄公団、仮称でございますが、そういうような発想をもちましていま関係各省との間で協議をやらしておるところでございます。私は農林水産物とか、あるいは非鉄金属とか、そういうようなものはこれに該当するのではないかとと思ひまして、御趣旨に沿ひまして、これを実現するために今後とも積極的に努力していきたいと思ひます。

○藤井恒男君 私の持ち時間大かたまいりましたので、最後に、金属鉱山の労働力の問題と地域社会対策の問題について、二お伺ひして私の質問を終わります。

わが国の金属鉱山が苦しいといわれておる原因には、鉱量が枯渇しておるといふこと、あるいは採掘条件が不利である、いろいろ問題があるけれども、私は別な角度から、最大の難点は労働力の確保が困難なこと、特に国内の交通網が発達し、産業も発達して、鉱山所在地から通勤可能な地域

というものが近隣にふえてきた。そのために、本来鉱山で働くべき人たちがその地域から流出するという傾向が見られるのじゃないか。しかもこういった労働力の移動というものが、人為によってこれは避けることが非常にむずかしいという現状の中にあって、しかも先ほど来お話のありますように、国内資源としての鉱山を保護しなきゃならない、あるいは採鉱技術水準を維持し、向上していかなければならないという国としての大きな目的もあるわけです。このような観点から、私は何らかの労働力確保という積極的な施策、助成策というものが必要だと、これは労働省にも大きく関与する問題でございますが、この辺について一点、最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(外山弘君) 労働力の不足問題は全般の問題でもあると思いますし、鉱山もこの影響を受けることは避けられない。また、特にいま御指摘のようなことも加わりまして、いろいろ労働力の確保ということばむずかしい問題があると思います。しかし、この点は先ほどの御指摘のようなことも頭に置きまして、関係方面ともよく打ち合わせしてみたいと思いますが、私どもの立場から申しますと、やはり機械化、省力化を中心とする積極的な合理化努力ということがこれに対応する一つの基本的なやり方であらうと、こう思うわけでございます。

○藤井恒男君 専門外だからわからぬけれども、あんまり満足のいく答弁じゃないわけけれども、労働力問題は、私は今後の問題としてきわめて重要なものだと思います。ことに労働力の移動というものが一次産業から二次産業、二次産業から三次産業というふうに移行しておる現在、普通の製造業にあっても、しかも都会地における製造業であっても、なかなか労働力の確保というのはむずかしい。サービス業などの場合ですと、労働条件が比較的悪くても若い人たちはほとんど就職してくる、こういう現状にあるわけですから、よっぽどこれは心をしかかかなければならない問題だろうと思っておりますので、今後、せっかく

の御努力をひとつお願いしたいと思います。

最後に、私、二つだけお伺いして質問をこれで終わりますが、最近、大手の閉山があるわけで、その場合の離職者の再就職問題がどうなっておるか、こいつをお聞きしておきたいと思うんです。一つは古河鉱業足尾銅山の場合ですが、これも新聞や経済雑誌エコノミストなどにもこまかく報ぜられておることです。足尾の場合を見ますと、離職者七百四十人のうち企業内転職八十七人、あと六百十七人が全然再就職を希望しておる。ところが、私も驚いたんだけど、これに対する求人数が三千四百七十人、非常に多い、売り手市場ということですね。引く手あまたというこれはうれしい現象なんだけれども、しかし、実際再就職を希望している人の平均年齢が社員で四十二歳、臨時工が五十五歳、下請従業員が四十五歳、賃金も本社員と下請従業員の間にはばらつきがあるものの八万五千円ないし十万円、こういうことになっておるわけなんです。こういった中高年齢層で、しかも、高額所得者という人の再就職ということが新聞だけで報ぜられる面から言えば、まあ銅山がなくなつたけれども、これはよかつたなという安堵の気持ちをもんだ推察したわけだけれど、その後このような形でうまく推移したのかどうかですね。

それから別な角度から申しますと、新居浜の別子銅山、この場合はまあいろいろな条件のもとにこれは閉山を余儀なくされたわけだけれど、私もこの新居浜、それから別子というのはよく知っていますところなんです。これで見ますと、別子山村では昭和三十五年には千八百十六人おった人たちが閉山になると五百人になってしまふ。したがって、学校もなくなれば、もちろん、それまで新居浜の別子銅山の病院、診療所があつたけど、これもなくなつてしまふ。それどころか一番近い距離にある隣の町、これは伊予三島というところがあるわけだけれど、そこへ通ずるバスも赤字をかかえて通らなくなる。結局完全に陸の孤島になってしまうという状況をかもしこむわけですね。これなども、私は前回の参考人のお話などい

ろいろ聞いたり、閉山を余儀なくする条件などもそれ相応にわからぬではないけれど、そのあとの地域社会に及ぼす影響というもののについて十分これは考えなければならぬ。これは公害の問題だけじゃなくて、このこと自体たいへん問題になるわけですから、この二つの点についてのその後の状況、そして当局のお持ちの施策をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 足尾銅山の閉山時、つまり、ことしの二月二十八日でございますが、その従業員数は八百十三人でございました。で、継続されます製錬所等に残る約三百人を除きます五百人が離職をしたわけでございます。この離職者は百六十人が系列企業あるいは古河グループの企業に就職をいたしまして、三十五人が職業訓練を受けております。残りの離職者についてもいま先生三千何人もおっしゃいましたが、私の承知している限りでは約二千人の求人申し込みがあつた。そのためにほとんど再就職が決定しているというふうな承知しております。

それから別子銅山につきましては、三月の末に閉山し、現在撤去作業が行なわれておりますが、同鉱山の、いま御指摘の別子山村、これはことしの二月で人口約八百六十人と聞いております。で、半数以上が鉱山の従業員及びその家族でございます。この村には小中学校各一校、鉱山の診療所がございます。で、陸の孤島と御指摘ございまして、が、小中学校は閉山後も存続はしておりますが、診療所につきましては、いずれ撤去したいと、ことしじゅうには撤去したいというふうな見通しがついております。私どもとしては、それまでに何らかの方策が講じられるよう県当局にも要請をしまひたい、こう考えている次第でございます。

○藤井恒男君 足尾はこれ賃金ダウンはなかったんですか、再就職は。

○政府委員(外山弘君) 再就職のケースによつて賃金はばらばらでございます。私、いま手元に統一した数字はございませんが、それはまた

よく調べておきたいと思ひます。

○藤井恒男君 これはやっぱり私は、企業内配転というのはきわめてスムーズにいけるわけだけれど、賃金も仕事が変わつても、そのまま引き継ぐ、退職金も引き継ぐというような形が往々にしてとられるんだけれど、他産業へ移動する場合に、おおむね賃金ダウンを余儀なくするというのが通例なんですよ。だからこの辺は、仕事を得られたからそれですべて終わりとはいくえんでは私はまいらないと、だから炭鉱の場合でも、繊維の場合でも、離職者の手帳を出して賃金をどれぐらいは保障する、確保するというような離職カードというものも出したわけです。だからそういった点はもうちょっときめのこまかい追跡調査をなさつて、私は就職先も安定した生活ができるように、いつまでもというわけにいかないまでも、ある段階まではそれまでの維持した生活水準が保持できるといふような道はやっぱり講じてあげるべきじゃないかろうかと思ひますので、これからのその辺のところ十分注意して処置していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○須藤五郎君 鉱害防止義務者が存在しない鉱山の鉱害というのがあるわけですが、これは地方公共団体が事業主体となつて工事を行なうことになつております。この工事の対象となる鉱害量は、通産省の資料で見ますと八十八億一千万円、これを五年間で一掃する予定だと、こういうふうな書いてありますが、ところが問題は、この八十八億一千万円のうちの国の負担分が三分の二、地方公共団体が三分の一負担するといふふうな書かれております。これでいきますと、地方公共団体の負担は五年間で約三十億、年間約六億の資金を負担しなければならぬ、こういうことになりまふ。しかし、休廃止鉱山のあるところは一般に過疎が進行して財政も困難な自治体であるといふことが言えると思ひます。その上に年間六億円の費用負担は決して軽いものではない、地方公共団体の負担をもっと軽減するために、国の負

担をもつと大幅に引き上げるべきであると私は考えますが、通産大臣はそれに対してどういふふうなお考えをお持ちになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国または公共団体がやらなければならぬ人がいないという場合には、国と公共団体で協議してその費用分担を行なうべきであります。この場合にあたつては、公共団体ばかりに過重な負担を負わせることは酷であるように思います。したがって、いまのような比率については実情をよく見まして、将来必要あらばその比率を改正するということも考えていいと思います。

○須藤五郎君 では、将来はよく事情を見て、その比率を三分の一を四分の一にするとか五分の一にするとか、そういうふうにすることも通産大臣としては考えておると、こういうふうには理解していいですね。

○国務大臣(中曾根康弘君) そのように思います。この法律を実施いたしまして、その状況にかんがみまして検討の余地あることと思います。

○須藤五郎君 この第四条で、通産大臣は、使用済み特定施設にかかる鉱害防止事業に関する基本方針を定めることとしていらっしゃいます。使用済み特定施設にかかる鉱害防止事業は何年間で完了させるお考えか。たとえば、地方公共団体の行なう鉱害防止事業は五年間を予定しておると思ふんですが、政府はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(青木慎三君) 使用済みの施設に対する鉱害防止工事でございますが、これは総額約二百六十億ぐらいの金額になるわけでございますが、私も、おそくとも十年間にはこれを完全に一掃したいというふうにお考えしております。ただ十年間と申ししても、すべての施設を十年かかって防止工事をいたすのではございませんで、緊急な必要のあるものはどんどん早く処理してまいりまして、極力早くこれを一掃するのが目的でございますが、あまり緊急性がなくて、しかし念のために恒久工事をしておく必要があるような施設につきましても、十年間で全部を完了するといふ計画で処理してまいりたいというふうにお考えしております。

○須藤五郎君 すると、十五年でなしに十年間でやろうという考えですか。そのとおりですね。

○政府委員(青木慎三君) はい。

○須藤五郎君 そのときの具体的な内容といいますが、やり方ですね。そういうものはお考えだったところまで述べておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(青木慎三君) これは、この法律が通りまして、大体年間どれくらいずつの工事をしていくか、それからどういう工事をすべきかというふうなことを、基本方針で定めてまいりつてございまして、ただいまのところ、その基本方針の内容につきましては検討中でございまして、この法律施行後直ちに基本方針で明示してまいりたいというふうにお考えしております。

○須藤五郎君 古河鉱業足尾銅山は閉山いたしました。長年にわたる蓄積鉱害は将来も相当長く続くお考えかと思ひます。鉱害防止の責任は古河鉱業が当然最後まで負うべきであると思ひますが、その点、この特別措置法はどのように役立つのかどうかという点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(青木慎三君) 古河鉱業は、足尾銅山を閉山いたしました。鉱業権を放棄してございまして、足尾銅山にかかっていますいろいろな施設の鉱害防止工事は、古河鉱業が責任を持って処理する義務があるわけでございまして、この法律が出来ますと、現在ございまして足尾銅山における諸施設の鉱害防止工事に關しまして鉱害防止計画を作成して、その鉱害防止計画のつとめて、逐次、この工事を実施していくというのを義務づけられるわけでございまして。

○須藤五郎君 そうすると、足尾銅山に限つては、この鉱害がなくなるまで足尾銅山の責任においてこれを処置していくと、こういうことなんでは。

○政府委員(青木慎三君) 古河鉱業が企業として存在している限り、この足尾銅山に対する鉱害防止工事は古河鉱業が負つておられるわけでございまして。

○須藤五郎君 存在する限りとおっしゃいます。古河鉱業が存在しなくなったあととは一体どうなるんですか。

○政府委員(青木慎三君) 古河鉱業が解散いたしました場合には、その解散する際に、これだけの義務を十分果たし得るだけの資産を留保しなければならぬと思つておりますが、もし、それが留保できなくてほんとうに破産というふうな状態であれば、また別の場合には、これは無資力の鉱山になりますので、これも鉱害防止工事をやる義務者がなくなつたと同様になりますので、これは国または地方公共団体が事業を実施するという段取りになるわけでございまして。ただ、現在考えられます段階では、そういうふうな事態になることは予想できないというふうにおもひます。

○須藤五郎君 私も、古河鉱業が無資力になるといふようなことは考えることはできない。だから、この足尾銅山に關しては、鉱害全般について、将来にわたつても古河鉱業が責任を持ってその処置に当たるべきだと、このように私は思ひますが、政府もそういう方針で、古河鉱業に責任を持たすというその方針を貫いていくべきだと私も思ひます。この特別措置法によつて古河鉱業のその責任を免除していくというふうな、そういうこととあり得ないかと私も考えているんですが、そのとおりでございませうか。

○政府委員(青木慎三君) そのとおりでございまして。

○須藤五郎君 この蓄積鉱害に対して行なわれておるところの金属鉱業事業団の融資対象に、古河鉱業の足尾銅山の場合も含まれるのかどうかという点を、私はもう一べんはつきり聞きたいと思ひます。このような大企業に対しては、金利五%、所要額の七〇%、償還期限は十五年間、うち据え置き二年というふうな好条件で融資することを国民は一体どう思ふだろうか、こういう点ですね。古河鉱業のような大企業には自己負担させるべきであると思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(青木慎三君) 蓄積鉱害は、現在の生産から生じてきます。鉱害ではございませんで、過去の長い間の事業活動によつて生じた鉱害でございまして。これが直ちに将来の利益に結びつくこともございませんで、各企業にとりましては相当大きな負担になるべきものでございまして。こういう点を考慮しまして、大企業に對しまして、この鉱害防止計画に従つて行ないます。鉱害防止事業につきましても、金利五%の七〇%という融資を行なうことになっておりますので、足尾銅山につきましても、鉱害防止事業計画に基づいて行ないます。鉱害防止事業につきましても、この融資を受けられるという制度になっておられるわけでございまして。

で、蓄積鉱害というものの性質上、この程度の措置を講じてやることが鉱害防止事業の円滑な実施に必要であると私も判断したわけでございまして。

○須藤五郎君 この蓄積鉱害と申しましたが、足尾銅山は長い間たぐさんの金をもうけてきた鉱山です。過去にうんとことと金をもうけて、その蓄積の資産をみならず、蓄積財産といふか、蓄積の資産をたくさん持った鉱山だと思ひます。だから、こういう大鉱山、蓄積財産をたくさん持った鉱山に對しまして、鉱業に對しまして、何もこういう手厚いものでなしをするのではなく、おまえのところは大きな山だから自力でやれと、こういうことにはならないのでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(青木慎三君) 蓄積鉱害の性質上、企業企業によりまして、この会社には貸す、この会社には貸さないというわけにはまいりませんで、制度をいたしましては、たとえ大きな企業でございまして、優遇金利で融資をするという制

度になっておるわけでございます。

○須藤五郎君 まあいいますね。しかし国民は、どうしてああいふこれまで過去にうんとことと金をもうけてきた、そうしてその金をもうける中で蓄積鉱害というものをたくさん出した会社は、国はそこまでするを見なければならぬのだから、か、やはりああいふところは自力でやらしたらいけないのではないかと気が持ちは、よくは国民の中にはあると思うのです。一体、だれが鉱害の責任者なのでしょう。鉱害の責任者は一体だれなんでしょう。

○政府委員(青木慎三君) 鉱害の責任者は、第一次的にはやはりその鉱害を起こす因をなした、鉱業を営み出した鉱業権者でございます。

○須藤五郎君 おとこの参考人も、あなたと同じように、鉱害の責任者はやはり企業だということをはっきり言っているしやしませんか。それならば、もう少し責任を明らかにしたらいいのではないですか。そういうことにはならないでしようか。

○政府委員(青木慎三君) やはり数十年に及びます操業から出てきた蓄積鉱害というものを、一番長い場合でも十年間という期間の中に相当量の工事をして一掃するということを義務づけますので、その鉱害防止工事が円滑にいくようにするために、ある程度の資金のめんどうなり優遇金利なりというものは必要なのではないかと私も考えた次第でございます。

○須藤五郎君 通産大臣、私は石炭対策の費用は、これまで第一次、第二次、第三次、第四次、今度第五次ですね。これは総額相当たくさん金の石炭につき込んでおるわけですね。今度は鉱害にまた金を出そうということになるんですが、石炭には何千億という金ね、それからこれにも今度二百何十億というの出しますが、国民の受け取る感情というものは、石炭だって、うんとこととやってもらってやるじゃないか、鉱山だってそうじゃないか、古河なんかそれとおりじゃないか、足尾だってたくさんもらったじゃないかと、こう

いうことですね。それに、企業がうまくいかなかったからといって、国が金を出すと、いうことは、どうもふに落ちないという気持ちで国民の中にはあるんですね。この出す政府の金というのは税金でございませう。税金から出すわけですね、そうすると、一般の市民は、おれたちの税金が何でそんな使い方をされるわけですか。私は、それをどういうふうにして得たからよくわかってもらえるかどうか。どうもむずかしいんです。通産大臣は、これはどういうふうにして話したら国民は納得するお考えになりますか。おれたちの税金じゃないかという気持ちが強いですからね。

○国務大臣(中曾根康弘君) 税金を使うということとは、たいへんな責任を伴うことでございますから、確かにそういう感情が発生することは自然であると思えます。私もそういう感情が発生しないとは言えません。しかし、一面において、まあ一部の鉱山あたりは、もうけているものもあるかもしれないませんが、大部分は、最近公害問題やその他で、非常に苦しい経営をしているのが多いと思うんです。むしろ石炭なんかは、国有にしてくれ、返上してやりたいというのが、企業者側にも意見が内部的にあると思うんです。それぐらい必ずしも楽でない情勢であるだろうと思えますが、また国民の側からすると、日本の体質で国有にしたら、お役人仕事でまたよけい金がかかってしまつて、いままですらに創意と自由がなくなつて、何でも親方日の丸で国に寄つてかかってくる、だからそれも考えものだ、そういう感情がまた非常にあるだろうと私は思うんです。

そこで、やはりある程度、いままですらに責任を持ってやってきた伝統もあり、また鉱山鉱山によってそれぞれ特有の事情も存在し、労使関係も変わつて、おのおの個性を持っておる企業形態でございませうから、いまの情勢で続けていって、そして、そして国がで得べくんば援助してあげる、ただし、経理については、常識を逸脱することがないようにならねば監督していく、そう

いうことがいまのやり方としては適当ではないかと思ひます。

○須藤五郎君 私たちも、石炭並びに銅にしろ、あらゆる地下資源ですね、それは大切に守つていかなきゃならぬと、こういう気持ちは強く持つておるわけなんです。しかし、そのわれわれの石炭を大切に守る、銅を大切に守るという立場でないで、これは一企業の利益を守るといふ立場でないで、すね。国の地下資源、国民の資源だといふ立場に立つて、私たちはこれを大切にしていかなきゃならぬと、こういうふうにお考えになりますか。そういう立場に立つて、この法案に私たちが実は賛成なんです。賛成をしておるわけですね。しかし、賛成はするものの、国民の立場に立つて、何で大企業の利益を、こまごまと守つていかなくちゃならぬか、われわれの出した税金を、何でそんなにつぎ込んでいかなきゃならぬのだと、こういう反問がきたときに、なかなかそれに答えることはむずかしいんです。どういうふうにして答えたらいいたろうか。それで私は、おとこの参考人にその点を、皆さんの御意見を伺つてみましたよ。

そうしたら、東京大学工学部教授の後藤さんという方は、非常にむずかしい問題で——私はそのためにはこういうふうな言つたんです。国民を説得し、納得してもらつたためには、そういうある一企業の問題じゃないに、やはりこれは国有化していく性質のものではないかと。私は、その国有化に對してどうですかというのを言いましたら、後藤さんは、それは私ははわからないとおっしゃる。それから日本鉱業協会の会長さんの河合さんは、国がそういうことができるかどうか、非常に困難だと思ひますと、われわれは資本主義の社会でやっていきたんだから、このままでやっていきたと思つていまして、それをやる前に、まず労働組合の方、原口さんは、それをやる前に、まず製錬所を統合してやつたらどうだろうというふうな答えがありました。それから橋さんという方は、どういう形で持つていくかというところが非常にむずかしい問題でございませうと、

皆さんそうおっしゃつて、明確な答えは出ないわけですね。それで国民に納得する方法はどうでしょうかと私が言つたんですが、それもなかなかいい答えが出てこなくて、河合さんは、そう言われると私たちも非常に心苦しいですと、私たちのために国民の税金を使わしていただくということとは非常に心苦しいことですよと、深刻な顔をされるわけなんですけれども、どうも国民に納得してもらつたような答えはおとこの参考人からは出てこないんですね。

だから、私が考えられることは、私たちは、国民の財産としてこの地下資源を守つていくのだという立場で、それならば国有化したらどうだ、国が経営をしていいたらどうだ、そしてあらゆる責任を国が持つていいたらどうだ、こういうことになると思う。それならば私は国民に納得してもらえぬと思うのですが、今日のような状態がいつまでも続くならば、非常に私は国民を説得することがむずかしい、納得を得ることがむずかしいと思ひます。今度第五次石炭対策などもこれから審議することになるだろうと思ひますが、私は非常に苦慮するわけなんです、国民を説得するのだから、思い切つて中曾根通産大臣、大いに勇気を出して、この際、国有化に踏み切つていいたらどうだ、こう思うのですが、そういうお考えはないのでございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 須藤先生のお考えは、ございませうが、私は国有化という考えは、いまのところございませう。確かに、国の税金を多額に使うという場合には、使ひ方やその他について公共性を伴うやり方をやらなければならぬと私は思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、われわれの考えの基本が、私企業の自由というものをたてまえとしてスタートして、その上に立つて公共性を加え、またそれで監督していく、そういうことで、できるだけ自由の領域を広げておくれうが、結局は国民の便益につながる、そういう基礎的な考えを持つておられますものだから、国有化ということとは、短い目で見ますと、なるは

要るだろうということが予測できますか。

○政府委員(青木慎三君) 足尾は、大体掘り終わった山でございますので、非常に計算がむずかしいわけでございます。今後掘ります分につきましては、その鉱山から出てきます鉱物の量が大体見当がつきますので、その鉱物の量のある場所を積んでいくわけでございますして、その量の計算によりまして大体どれくらいかの堆積物ができるかどうか、どれくらいかの有毒物質を含んだ堆積物がど

れくらの量でできるかという事は計算できませんので、それから計算するわけでございます。足尾のように過去数十年掘り出した山につきましても、現在まである程度の工事はしておりますけれども、恒久的にどのくらいの工事をするかにつきましても、まだ試算しておりませんが、相当膨大な金額が要るのではないかと考えています。

○須藤五郎君 いまあなたおっしゃったように、どれだけ出てくるということがあらかじめ大体わかる、それをめどに積み立て金を取っていくというところをおっしゃったでしょう、私はそれを言っているのですよ。あなたは、五年たつてその工事をやるときにどれだけ金が必要かというめどを立てて、それでそれを五年で割っていくというやり方ですね。私は、毎年出てくるものに対して、どれだけのもので出るだろうということを算定の基準にして、そうして積み立て金をかけていったほうが合理的ではないかという事を言っているのですが、あなたの言うのも、いまそういう意味のことをおっしゃったように思うのです、が、そうじゃないですか。

○政府委員(青木慎三君) 五年間使うとして毎年どれくらい出てくるかという計算になるわけでございますが、大体平均的に出てまいりますので、毎年出てくる量に応じてということ、最後の工事量をはじいておきまして五で割ったという数字はほぼ一致するというふうに考えられますので、計算のしかたとしては同じことかと思えます。ただ、工事量が山々によって非常に違いますので、一律にこの堆積物の量にリンクして計算するわけにはいかない。したがって、山々によってその積み場所あるいは地形その他によりましてその工事量をはじいて計算するわけでございまして、したがって、この山とあの山ということになりまして、堆積の置き方自体によって積み立て金の額が違ってくるという関係になるわけでございます。

○須藤五郎君 それ以上私もお尋ねしないでおきます。

ましよう。

最後になりますが、蓄積鉱害及び今後発生する鉱害につきまして、鉱害防止義務者は、現に採掘権または租鉱権を有する者であることと、こういうふうになっておりますが、中小鉱山の場合、大手会社から分離されたものもあると思えます。分離された中小鉱山の場合、長年蓄積された鉱害の防止について、その負担を中小業者だけに負わせるのではなく、もとの大手会社に対しても負わせるべきだと思えますが、その点はどうか。さらに、その中小業者が鉱害防止費用の負担にたえられない場合には、もとの親会社に肩がわりさせるべきではないか、こういうふうに私たちは考えますが、政府はどういうようなお考えをお持ちですか。

○政府委員(青木慎三君) 親会社から分離して子会社ができまして、鉱害防止の義務者は、一時的にはその子会社に移るわけでございます。ただ、その親会社の関係でございまして、ある程度親会社からの資金援助という事は考えられます。ただ、その子会社が今度一番問題になりますのは、資金負担にたえずつづけた場合がございまして、その場合には鉱業権を放棄いたしますが、二十六条命令というものをかけまして、鉱害防止工事の義務を課するわけでございます。そういういたしますと、親会社時代に掘った鉱害が大部分でございまして、その自分の出した鉱害分についての防止工事を命令できることになっておりますので、親会社もその限りでは鉱害防止義務を免れ得ないような制度になっておるわけでございます。

○須藤五郎君 もう一言。そうすると、ここに分離した会社がたくさん書いてありますね。日本鉱業からいろいろ分かれた分離会社、たくさんありますね。そうすると、この親会社時代に蓄積した鉱害がたぶんあるわけですね。これが分離された子会社に全部負担がかかるんじゃないと、これは、そうならた子会社はともやっつけていけない

わけですね。だからその場合はもとの親会社にもその費用を分担させるんだと、責任を持たすと、こういうことですか。

○政府委員(青木慎三君) そうではございませんで、まず子会社の責任になるわけでございます。ただ、子会社と親社の間でどういう契約で親会社の実質負担するかは両者の関係でございまして、それは私どもの関与するところじゃございませんが、実質的な責任は子会社に移るわけでございます。で、子会社が何かその負担にたえかねてつぶれました場合には、政府としては、政府や地方公共団体が工事をするのはなくて、二十六条命令によって親会社にかかっているという制度になっておりますので、最終的には、親会社も子会社がつぶれた場合には責任を免れないという制度になっているということを御説明したわけでございます。

○須藤五郎君 親子が、親がうんとこさつと借金をして、それで子供にそれを相続させる、と、何人かの子供に相続させると。そうすると、あなたの話でいくと、その親の借金は全部子供が責任を持って、それで子供が責任を持ってない場合、子供もつぶれてしまった場合は親の責任だと。しかし、親はもうないんでしょ、その場合、親は何にも持っていないことになるでしよう。その場合、どういふふうにしてその親会社に責任を負わすんですか。

○政府委員(青木慎三君) ただいま先生のお引きになりました例が日本鉱業でございまして、たとえば、日本鉱業が鉱山を分離しまして子会社に鉱山をやらした場合は、鉱業権者が子会社になりますので、第一次的な法律上の責任は子会社に移るわけでございます。ただ、その子会社がつぶれました場合には、命令をかけることによりまして、日本鉱業自体に日本鉱業時代にできた蓄積した鉱害についての工事をやらなさいという義務を課することができるといふことで、日本鉱業がつぶれてしまった場合はまた別でございまして、日本鉱業という親会社が生きている間は、子会社がつぶれた

場合の責任を免れることはできないという関係を御説明したわけでございます。

○須藤五郎君 そちらがどうもすっきりしない感じがするんですね。親は蓄積した鉱害をたくさん残して、それで子会社にそれを分けてやる、それで、君たち責任を持ってやれよというが、もともとそういうときには、そういう子会社がそれを全部果たす能力がないと見ていかなきゃならんと思うのです、小さい会社は。その場合、それがつぶれたら親に責任を持たす。何だかその間で子と親が責任の結びつき合いみたいになつて、結局私は国が見ちゃおれんという事で、その結果、被害を受けるのは国民だからどうにもやむを得んというふうなことになる、国が責任をとって補助金を出さなきゃならんという、そういう結果がくるんじゃないかと思うのです。だから私の言うのは、子会社がつぶれない前に、子会社が鉱害に対する責任を分担するとしても、親会社が健康な間に、まだ生きてる間に親会社にも責任をとらして、そして両方でもやっつけていくべきである、これが私の意見でございます。あなたは死んでしまつてからのことを言っているからね。子が先に死ぬか、親が先に死ぬかわからないです。その生きている間にそういうことをしたらどうかというのが私の意見なんです。どうでございましょう、どちらがいいでしよう。

○政府委員(青木慎三君) 御説のような場合、子会社が出て、すぐつぶれてしまふようなことになつては分離した意味がございませんで、その意味で、実際上、形式的には子会社の責任にはなりますが、親会社は資金援助をして、少なくともこの鉱害防止計画に沿いますと、十年間にも十年で処理することになっていきますので、十年間にそういうような関係が全部一掃されるということがこの法律のねらいなわけでございまして。

○委員長(佐田一郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、御木幸弘君が委員を辞任され、その補欠

として棚田四郎君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) はかに御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。よって、両案に対する質疑は終局いたしました。これより両案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案。

以上、両案を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐田一郎君) 次に、消費生活用製品安全法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 消費生活用製品安全法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の所得水準の向上、技術革新の進展に伴い、複雑かつ高性能な製品が次々と開発され、国民の豊かな消費生活の改善、向上に寄与してまいりました。

その反面、消費者はこのような製品の安全性に

ついてみずから判断できない場合も多く、これら製品の欠陥による事故や製品の安全性に関する苦情も増加する傾向にあり、遺憾ながら全体として国民の要求にこたえ得る範囲と水準において製品の安全性が確保されているとはいえない現状にあります。

このような状況にかんがみ、政府といたしましては、一昨年八月から産業構造審議会に製品の安全性確保のための施策について審議をお願いし、慎重な御検討をいただき、昨年十二月に、施策の内容につき答申を得ましたので、ここにその趣旨に沿って消費生活用製品安全法案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特定製品の製造及び販売の規制であります。

主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、特に安全性の見地から問題のあるものを特定製品として指定し、これらについて国が安全基準を定め、これに適合したものでなければ販売してはならないこととしております。

この規制を担保するため、特定製品についての検定及び製造事業者の登録、型式承認制度等を設けるとともに、万一危険な特定製品が出回った場合におきましては、当該製品の回収をはかる等の措置をとるべきことを命ずることができるよう、規定の整備をいたしております。なお、他法令により安全性の見地からすでに十分な規制が行なわれている製品は、本法の適用の対象としない等、他法令との二重規制を防ぐための措置を講じております。

第二は、製品安全協会に関する規定であります。

協会は、この法律に基づき、消費生活用製品の安全性について学識経験を有する者が発起人となり、通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この協会には、第一に、国の監督のもとに、特

定製品の検定等の事務を行なわせることとしております。

第二に、この協会は、製造事業者等の申し出を受けて自主的に消費生活用製品の安全性の認定を行なうこととし、万一その製品の欠陥により事故が発生した場合に、その被害者に対し損害賠償が簡易かつ確実に支払われるような被害者救済制度を設けることとしております。

その他本法案におきましては、特定製品以外の消費生活用製品についても、一定の要件のもとに、危険な製品の回収等緊急の措置を講ずることができることとしております。

以上申し述べました本法案に基づく施策は、製品による消費者の生命または身体に対する危害の発生を未然に防止し、安全な消費生活の実現をはかっていく上できわめて有意義なものであり、全国の消費者からもその実現につき強い要望が出されているところであります。

このような状況にかんがみ、ぜひとも本法案の制定をはかることが必要であると信ずる次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。山下企業局長。

○政府委員(山下英明君) 消費生活用製品安全法案につきまして、提案理由の順序に従って若干の補足説明を申し上げます。

消費生活用製品安全法案におきましては、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止をはかるため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的としております。

このため、第一に、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、特に安全性の見地から問題のあるものを特定製品として逐次政令で指

定し、これらについて国が安全基準を定め、その安全基準に適合した旨の表示が付されたものでなければ販売してはならないこととしております。この規制を担保し、安全基準に適合しない危険な特定製品が販売されるのを未然に防止するため、特定製品についての検定及び製造事業者の登録・型式承認制度を設け、これらにより安全基準に適合するものについては表示を付することとしており、この場合、登録製造事業者に対しては、基準適合義務、自主検査義務等を課するとともに、定期検査を受けなければならないこととしております。

また安全基準に適合しない危険な特定製品が市中に出回ったような場合には、製造事業者等に危害防止命令を発動し、当該製品の回収をはかることと等危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるようのものであります。なお、他法令により安全性が十分確保されている製品につきましては、本法の適用の対象としない等、他法令との二重規制を防ぐための措置を講じております。

第二に、民間における製品の安全性確保、向上に関する自主的努力を積極的に促進するための中核的機関となるべき製品安全協会に関する規定を整備しております。

協会は、この法律に基づき、消費生活用製品の安全性について学識経験を有する者十五人以上が発起人となり、通商産業大臣の認可を受けて設立され、資本金は、政府及び民間の出資によって構成されるものでありますが、この協会には、次のような業務を行なわせるとともに、これを積極的に助成することとしております。

すなわち、その第一は、国の監督のもとに、特定製品の検定、製造事業者の登録、型式承認等の事務を行なわせることであります。これら特定製品の検定の事務を行なうに際しては、民間の既存検査機関の能力をも十分活用してこれを行なうこととしております。

その第二は、製造事業者等からの申し出を受け

て、消費生活用製品が安全であるかどうかを認定し、認定した製品には補償マークを貼付することであります。

その第三は、補償マークが貼付された製品の欠陥により事故が生じた場合には、その被害者またはその遺族に対し損害賠償が確実に支払われるよう保険を活用した被害者救済制度を設けるとともに、特に重大な損害が生じた場合には、協会に設ける基金から簡易かつ迅速に一定額の資金を被害者または遺族に交付することであります。

その第四は、消費生活用製品の安全性の確保をはかるために必要な試験、調査、指導及び情報の提供を行なうことであります。

以上が、製品安全協会の主な業務であります。その他本法律案におきましては、特定製品以外の消費生活用製品についても、その欠陥により一般消費者の生命または身体について重大な危害が発生し、または発生する急迫した危険がある場合においては、緊急命令を発動し、当該製品の回収をはかること、販売の一時停止等危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができるとしてあります。

以上、消費生活用製品安全法案の提案理由につきましても補足的な説明をいたしました。詳細な点につきましては、御質問に応じてお答えしたいと存じますが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田 一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田 一郎君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から説明を聴取いたします。加藤労働大臣。

○国務大臣(加藤 常太郎君) ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御

説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化の過程において発生する炭鉱離職者に対しては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、炭鉱離職者求職手帳を発給して、特別な就職指導、就職促進手当の支給を行なうなど各般の施策を推進することにより、これらの者の再就職の促進及び生活の安定につとめてまいっております。

政府は、さらに石炭鉱業審議会からいただきました答弁の趣旨を尊重して、石炭対策をより強力に推進することを決定したところであります。これを受けまして、このたび、炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和及び雇用促進事業団の援護業務の拡充を行なうとともに、現行の離職者対策の実施期間をさらに延長する必要があると考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。改正の第一は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和することであります。

この手帳は、現行法上は、過去の一定の日に在職し、一年以上炭鉱労働者として雇用されていた者に限って発給されることになっておりますが、これらの者のみならず、昭和四十六年七月一日以降において一年以上炭鉱労働者として雇用されていた者についてもこの手帳を発給するようにいたしました。

改正の第二は、炭鉱離職者に対して広域求職活動費の支給を新たに行なうことであります。

雇用促進事業団は炭鉱離職者に対して各種の援護業務を行なっておりますが、新たに、その業務の一つとして、公共職業安定所の紹介により広域の地域にわたる求職活動を行なう炭鉱離職者に対して、その求職活動に要する費用の支給を行なうことを加えることになりました。

改正の第三は、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を三年間延長することであります。

今回の石炭対策の期間が昭和五十一年度までとなつていくことにかんがみ、この法律の廃止期限を昭和五十二年三月三十一日まで延長して、離職

者対策についても万全を期することといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐田 一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。桑原失業対策部長。

○政府委員(桑原 敬一君) 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要につきまして、ただいま大臣から御説明がありましたとおりでございますが、なお、若干補足して御説明申し上げます。

まず、今回の改正の第一点の炭鉱離職者求職手帳の発給要件の緩和についてであります。

現在、第一次、第三次または第四次石炭対策が閣議決定された当時、すなわち、昭和三十七年三月三十一日、昭和四十一年八月三十一日または昭和四十三年十二月三十一日に炭鉱労働者として在職していたことが求職手帳の発給要件の一つとなつていますが、第五次石炭対策を打ち出した後に炭鉱離職者の合理化により離職を余儀なくされる炭鉱離職者の中に、これらの日に炭鉱労働者として在職していなかったため求職手帳を発給することができない方がおられると予想されますため、これらの者にも求職手帳が発給できるようにしようとするものであります。

次に、改正の第二点の広域求職活動費の支給についてであります。

石炭鉱業以外に見るべき産業のない産炭地域においては、地元での雇用機会が少ないため、炭鉱離職者は産炭地域外に再就職の場を見出さざるを得ない状況にあります。そのため、遠隔地にある求人事業所を訪問して、その事業所の労働条件、職務の内容、福祉施設等について認識を深め、再就職の円滑化をはかる必要があり、公共職業安定所の紹介によりこのような遠隔地の求人事業所を訪問する場合の運賃及び宿泊費を広域求職活動費として支給しようとするものであります。

改正の第三点は、炭鉱離職者臨時措置法の廃止

期限の延長についてであります。

現在、この法律の廃止期限は昭和四十九年三月三十一日となっておりますが、第五次石炭対策の期間が昭和五十一年度までとなっていることにかんがみ、これに合わせてこの法律の廃止期限を昭和五十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

以上、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を補足して御説明いたしました。

○委員長(佐田 一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査の付託は二月二十日)

一、消費生活用製品安全法案
一、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

昭和四十八年五月九日印刷

昭和四十八年五月十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局